



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則(第42号)…………… 2311

◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第43号)…………… 2365

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第44号)…………… 2407

◇川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則(第45号)…………… 2407

告 示

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第254号)…………… 2407

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第255号)…………… 2407

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第256号)…………… 2407

◇予防接種の業務を行う医師(第257号)…………… 2408

◇令和2年第3回川崎市議会臨時会の招集(第258号)…………… 2408

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第259号)…………… 2408

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第260号)…………… 2408

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第261号)…………… 2408

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第262号)…………… 2408

◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第263号)…………… 2409

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第264号)…………… 2409

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第265号)…………… 2409

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第266号)…………… 2409

◇自転車等の撤去と保管(第267号)…………… 2409

◇富士見公園内相撲場の使用料の収納事務の委託(第268号)…………… 2409

◇道路区域の変更(第269号)…………… 2410

◇道路の供用開始(第270号)…………… 2410

◇道路区域の変更(第271号)…………… 2410

◇道路の供用開始(第272号)…………… 2410

◇道路区域の変更(第273号)…………… 2410

◇道路の供用開始(第274号)…………… 2411

◇道路区域の変更(第275号)…………… 2411

◇道路の供用開始(第276号)…………… 2411

◇コンビニエンスストア等における証書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託(第277号)…………… 2411

◇予防接種の業務を行う医師(第278号)…………… 2412

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第279号)…………… 2412

◇川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第280号)…………… 2412

◇小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第281号)…………… 2412

公 告

◇開発行為に関する工事の完了(第375号)…………… 2412

◇職員の懲戒処分 of 公示送達(第376号)…………… 2412

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第377号)…………… 2413

◇開発行為に関する工事の完了(第378号)…………… 2413

◇一般競争入札の執行(第379号)…………… 2414

◇一般競争入札の執行(第380号)…………… 2415

◇一般競争入札の執行(第381号)…………… 2417

◇一般競争入札の執行(第382号)…………… 2418

◇一般競争入札の執行(第383号)…………… 2420

◇一般競争入札の執行(第384号)…………… 2421

◇一般競争入札の執行(第385号)…………… 2423

◇一般競争入札の執行(第386号)…………… 2425

◇一般競争入札の執行(第387号).....	2426	<b>上下水道局公告(調達)</b>	
◇公募型プロポーザルの実施(第388号).....	2428	◇落札者等の公示(第15号).....	2466
◇一般競争入札の執行(第389号).....	2430	◇一般競争入札の公告(第16号).....	2467
◇一般競争入札の執行(第390号).....	2431	<b>交通局公告</b>	
◇開発行為に関する工事の完了(第391号).....	2433	◇一般競争入札の執行(第51号).....	2471
◇道路位置の廃止(第392号).....	2433	<b>交通局公告(調達)</b>	
◇一般競争入札の執行(第393号).....	2433	◇落札者等の公示(第8号).....	2473
◇一般競争入札の執行(第394号).....	2436	◇落札者等の公示(第9号).....	2474
◇開発行為に関する工事の完了(第395号).....	2441	<b>病院局公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第396号).....	2441	◇一般競争入札の執行(第19号).....	2474
◇一般競争入札の執行(第397号).....	2442	<b>病院局公告(調達)</b>	
◇一般競争入札の執行(第398号).....	2444	◇落札者等の公示(第8号).....	2476
◇一般競争入札の執行(第399号).....	2445	<b>教育委員会告示</b>	
◇一般競争入札の執行(第400号).....	2445	◇教育委員会定例会の招集(第9号).....	2476
<b>公告(調達)</b>		<b>教育委員会公告</b>	
◇落札者等の公示(第283号).....	2446	◇川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の制定(第1号).....	2476
◇落札者等の公示(第284号).....	2446	<b>農業委員会告示</b>	
◇落札者等の公示(第285号).....	2447	◇川崎市農業委員会総会の招集(第5号).....	2479
◇一般競争入札の執行(第286号).....	2447	<b>固定資産評価審査委員会告示</b>	
◇一般競争入札の執行(第287号).....	2448	◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第1号).....	2479
◇落札者等の公示(第288号).....	2450	<b>職員共済組合公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第289号).....	2450	◇川崎市職員共済組合組合会議員補欠選挙の当選人(第12号).....	2480
◇落札者等の公示(第290号).....	2452	<b>区公告</b>	
◇落札者等の公示(第291号).....	2452	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第52号).....	2481
◇一般競争入札の公告(第292号).....	2453	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第53号).....	2481
◇落札者等の公示(第293号).....	2455	◇国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書の公示送達(幸区第18号).....	2481
◇落札者等の公示(第294号).....	2455	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第19号).....	2481
◇公募型プロポーザルの実施(第295号).....	2456	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第20号).....	2482
◇公募型プロポーザルの実施(第296号).....	2458	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第21号).....	2482
◇落札者等の公示(第297号).....	2460	◇印鑑登録の抹消(中原区第22号).....	2482
◇落札者等の公示(第298号).....	2460	◇住民票の職権消除(中原区第23号).....	2482
<b>税公告</b>		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第24号).....	2482
◇督促状の公示送達(第84号).....	2461	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第24号).....	2483
<b>上下水道局告示</b>		◇住民票の職権消除(宮前区第25号).....	2483
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第21号).....	2462		
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第22号).....	2462		
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第23号).....	2462		
<b>上下水道局公告</b>			
◇一般競争入札の執行(第33号).....	2462		

◇印鑑登録の抹消(宮前区第26号)…………… 2483

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(宮前区第27号)…………… 2483

◇介護保険料に係る納入通知書の公示  
送達(多摩区第35号)…………… 2484

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(多摩区第36号)…………… 2484

◇住民票の職権消除(麻生区第28号)…………… 2484

◇印鑑登録の抹消(麻生区第29号)…………… 2484

**区選挙管理委員会告示**

◇川崎市行政手続等における情報通信  
の技術の利用に関する条例施行規程  
の一部を改正する規程(川崎区第3  
号)…………… 2484

**辞 令**

◇5月15日付け…………… 2486

**規 則**

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第42号**

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等  
の一部を改正する規則

(川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、「第19条―第29条」を「第20条―第31条」に、「第30条」を「第32条」に、「第87条」を「第72条」に、「第3章の2」を「第4章」に、「第87条の2・第87条の3」を「第73条・第74条」に、「第4章」を「第5章」に、「第88条―第99条」を「第75条―第87条」に、「第4章の2」を「第6章」に、「第99条の2」を「第88条」に、「第5章」を「第7章」に、「第100条―第106条」を「第89条―第96条」に、「第6章」を「第8章」に、「第107条―第111条」を「第97条―第100条」に改める。

第33条を削る。

第32条第1項中「第27条第1項」を「第31条第1項」に、「規定により売買参加者の承認を行なった」を「規定による届出があった」に改め、「別記第20号様式による」を削り、同条第2項中「規定する」を「定めるものの」に改め、「別記第21号様式による」を削り、同条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第33条とし、同条の前に次の1条を加える。

(売買参加者の届出)

第32条 条例第31条第1項の規定による届出は、売買参加者届出書(第25号様式)によるものとする。

2 前項の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の推薦書
- (2) その他市長が必要と認める書類

第30条及び第31条を削る。

第29条中「第7条」を「第13条」に、「仲卸業者の預託すべき」を「条例第24条第1項の」に改め、第2章第2節中同条を第31条とする。

第28条の見出しを「(仲卸業者の営業報告)」に改め、同条第1項中「第26条の規定による」を「第30条の」に、「別記第17号様式の2」を「第23号様式」に、「別記第17号様式の3」を「第24号様式」に改め、同条第2項第3号中「第127条」を「第96条」に、「同令第128条」を「及び同規則第97条」に改め、「及び株主名簿又は出資者名簿」を削り、同条を第30条とする。

第27条の見出し中「名称変更等」を「仲卸業者の名称変更等」に改め、同条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第15号様式」を「仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書(第21号様式)」に改め、同条第2項中「第25条第2項」を「第29条第2項」に、「別記第17号様式」を「仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書(第22号様式)」に、「その事実」を「届出事項に係る内容」に改め、同条を第29条とする。

第26条の見出し中「不適格事実」を「仲卸業者の不適格事実」に改め、同条中「第19条第4項第1号」を「第23条第4項第1号」に、「若しくは」を「又は」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第28条とする。

第25条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第24条第4項の規定による」を「第28条第4項の規則で定める」に、「別記第14号様式」を「第20号様式」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「第19条第2項第1号」を「第20条第2項(第2号を除く。)」に、「同条同項各号列記以外の部分」を「同項」に改め、同条を第27条とする。

第24条第1項中「第23条第3項」を「第27条第3項」に、「規定による」を「規則で定める」に改め、「その申請が」を削り、「係るもの」を「係る申請」に、「別記第12号様式」を「第17号様式」に改め、同条第2項中「第23条第3項」を「第27条第3項」に、「規定による」を「規則で定める」に改め、「その申請が」を削り、「係るもの」を「係る申請」に、「別記第13号様式」を「第18号様式」に、「別記第13号様式の2」を「第19号様式」に改め、同条第3項中「規定による」を削り、「第19条第2項」を「第20条第2項」に、「第1項に係るもの」を「条例第27条第1項の認可に係る申請」に、「同条第2項各号

列記以外の部分」を「第20条第2項」に、「前項に係るもの」を「条例第27条第2項の認可に係る申請」に、「次に掲げる書類」を「第20条第2項中「次に掲げる書類」」に改め、同条を第26条とする。

第23条中「失なった」を「失った」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「仲卸業者が」の次に「条例第24条第1項の」を加え、「別記第10号様式による売買参加章」を「売買参加章(第15号様式)」に改め、同条第2項中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に、「別記第11号様式による売買参加補助章」を「売買参加補助章(第16号様式)」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第24条とする。

第21条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に、「第95条」を「第83条」に改め、同条を第23条とする。

第20条を削る。

第19条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第19条第3項」を「第23条第3項」に、「規定による」を「規則で定める」に、「別記第8号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「申請書」を「許可申請書」に改め、同項第1号中「当該申請書」を「申請者」に改め、同号オを次のように改める。

オ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第19条第2項第1号カ中「申請書」を「申請者」に、「第19条第4項第2号」を「第23条第4項第2号」に改め、同項第2号中「当該申請者」を「申請者」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第19条第2項第2号カ中「関する」を「係る」に改め、同号キ中「第19条第4項第2号」を「第23条第4項第2号」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

(仲卸しの業務の許可証の交付等)

第21条 市長は、条例第23条第1項の許可をしたときは、仲卸業務許可証(第14号様式)を交付するものとする。

2 仲卸業者は、その資格を失ったときは、仲卸業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請)

第22条 条例第23条第5項の規定による承認の申請は、許可外部類物品取扱承認申請書によるものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱

に関する計画を記載した書類

(2) その他市長が必要と認める書類  
第15条から第18条までを削る。

第14条第2号中「法第17条第1項第2号又は第4号イ若しくはロのいずれか」を「条例第7条第4項第3号ア又はイ」に改め、第2章第1節中同条を第19条とする。

第13条第1項中「第17条」を「第21条」に、「承認申請」を「承認の申請」に、「別記第7号様式」を「卸売の代行承認申請書(第12号様式)」に改め、同条第3項中「第17条」を「第21条」に改め、「氏名」の次に「又は名称」を加え、同条を第18条とする。

第8条から第12条までを削る。

第7条第1項中「第8条第4項」を「第11条第4項」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第14条 条例第16条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、第6号様式によるものとする。

2 条例第16条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは第7号様式、分割の認可に係る申請であるときは第8号様式によるものとする。

3 前2項の認可申請書の添付書類については、第5条第2項の規定を準用する。この場合において、条例第16条第1項の認可に係る申請については、第5条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、条例第16条第2項の認可に係る申請については、第5条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第15条 条例第17条の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書(第9号様式)によるものとし、かつ、同条第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。

(せり人の名簿)

第16条 条例第19条第1項のせり人の名簿は、第10号様式によるものとする。

(せり人章)

第17条 条例第19条第2項のせり人章は、第11号様式によるものとする。

第6条を削る。

第5条中「第8条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第12条とし、第2章第1節中同条の前に次の7条

を加える。

(卸売の業務の許可申請)

第5条 条例第7条第3項の規則で定める許可申請書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は規約
- (2) 登記事項証明書
- (3) 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (4) 事業開始後3事業年度における事業計画書
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに履歴書及び写真
- (7) 業務を執行する役員が条例第7条第4項第3号イに該当しないことを誓約する書面
- (8) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款又は規約、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
  - ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
  - イ 申請者の営む卸売の業務に従事している者又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
  - ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）
- (9) 申請の日前30日以内の日現在における純資産額調査に準じた書面
- (10) その他市長が必要と認める書類

(卸売の業務の許可証の交付等)

第6条 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（第2号様式）を交付するものと

する。

2 卸売業者は、その資格を失ったときは、卸売業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(純資産額の計算方法)

第7条 条例第7条第5項の規定により純資産額を計算する場合には、第1号に掲げる資産の額の合計額から第2号に掲げる負債の額の合計額を控除するものとする。

(1) 資産 次に掲げるものをいう。

- ア 現金
- イ 預金（支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。）
- ウ 売掛金
- エ 受取手形
- オ 有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）
- カ 親会社株式
- キ 商品
- ク 貯蔵品
- ケ 前渡金（荷主前渡金を除く。）
- コ 荷主前渡金
- サ 前払費用（1年以内に償却され費用となるものに限る。）
- シ 未収収益
- ス 立替金
- セ 短期貸付金
- ソ 未収金
- タ 仮払金
- チ アからタまでに掲げるもの以外の流動資産
- ツ 建物
- テ 構築物
- ト 機械及び装置
- ナ 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- ニ 工具、器具及び備品
- ヌ 土地
- ネ 建設仮勘定
- ノ ツからネまでに掲げるもの以外の有形固定資産
- ハ のれん
- ヒ 借地権（地上権を含む。）
- フ 電話加入権
- ヘ 施設負担金
- ホ ハからヘまでに掲げるもの以外の無形固定資産
- マ 投資有価証券（子会社株式を除く。）
- ミ 子会社株式
- ム 出資金（子会社出資金を除く。）
- メ 子会社出資金
- モ 長期貸付金
- ヤ 開設者預託保証金

- ユ 定期預金(支払期日が1年以内に到来しないものに限る。)
  - ヨ 長期前払費用(サに掲げるものを除く。)
  - ラ 事業者保険料
  - リ マからラまでに掲げるもの以外の投資等
  - ル 創立費
  - レ 開業費
  - ロ 開発費
  - ワ 株式交付費
  - ヲ ルからワまでに掲げるもの以外の繰延資産
- (2) 負債 次に掲げるものをいう。
- ア 受託販売未払金
  - イ 買掛金
  - ウ 支払手形
  - エ 短期借入金
  - オ 未払金(未払税金を除く。)
  - カ 未払税金
  - キ 未払費用
  - ク 前受金
  - ケ 預り金(預り保証金を除く。)
  - コ 前受収益
  - サ 仮受金
  - シ 賞与引当金
  - ス アからシまでに掲げるもの以外の流動負債
  - セ 長期借入金
  - ソ 預り保証金
  - タ 退職給付引当金
  - チ セからタまでに掲げるもの以外の固定負債
  - ツ 引当金(シ、ス、タ及びチに掲げるものを除く。)
- 2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日(以下「計算日」という。)における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあってはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下回るときは、その評価した額により計算するものとする。
- (許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請)
- 第8条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、許可外部物品取扱承認申請書(第3号様式)によるものとする。
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱に関する計画を記載した書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類  
(純資産額回復の申出)
- 第9条 条例第8条第3項の申出をしようとする者は、

純資産額調書(第4号様式)を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

(純資産額の定期報告)

第10条 条例第9条1項の規定による報告は、毎事業年度の末日及び毎事業年度の開始日から6月を経過する日を計算日として、純資産額調書により行うものとする。

2 前項の報告は、前項の計算日から60日以内に行わなければならない。

(残高試算表)

第11条 条例第9条第2項の規則で定める残高試算表は、第5号様式によるものとする。

第34条及び第35条を次のように改める。

(記載事項の変更等の届出)

第34条 条例第31条第2項の規定による届出は、売買参加者記載事項変更等届出書(第26号様式)によるものとする。

(売買参加章等の返還)

第35条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

第36条第1項中「第30条第1項第1号」を「第32条第1項第1号」に改め、「規定による」を削り、同条第2項中「第30条第1項第2号」を「第32条第1項第2号」に改め、「の規定による」を削る。

第37条第1項中「第30条第2項」を「第32条第2項」に、「規定による」を「規則で定める」に、「別記第23号様式」を「第27号様式」に改め、同条第2項中「申請書」を「許可申請書」に改め、同項第1号オを次のように改める。

オ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第37条第1項第1号カ中「申請者が第1種関連事業者に当たる場合は、条例第31条第1項第2号」を「第1種関連事業に係る申請者にあつては、条例第33条第1項第2号」に改め、同項第2号ウ及びエを次のように改める。

ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第37条第1項第2号カ中「関する」を「係る」に改め、同号キ中「申請者が第1種関連事業者に当たる場合は」を「第1種関連事業に係る申請者にあつては」に、「第31条第1項第2号」を「第33条第1項第2号」に改める。

第38条を次のように改める。

(関連事業の業務の許可証の交付等)

第38条 市長は、条例第32条第1項の規定により関連事業者の許可をしたときは、関連事業業務許可証(第28号様式)を交付するものとする。

2 関連事業者は、その資格を失ったときは、関連事業

業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

第39条第1項中「第33条第1項」を「第35条第1項」に、「第95条」を「第83条」に改め、同条第2項中「第21条第2項」を「第23条第2項」に改める。

第40条第1項中「第36条」を「第38条」に、「第23条第3項」を「第27条第3項」に、「規定による」を「規則で定める」に改め、「その申請が」を削り、「係るもの」を「係る申請」に、「別記第12号様式」を「第17号様式」に改め、同条第2項中「第36条」を「第38条」に、「第23条第3項」を「第27条第3項」に、「規定による」を「規則で定める」に改め、「その申請が」を削り、「係るもの」を「係る申請」に、「別記第13号様式」を「第18号様式」に、「別記第13号様式の2」を「第19号様式」に改め、同条第3項中「規定による」を削り、「第1項に係るもの」を「条例第27条第1項の認可に係る申請」に、「同条第2項各号列記以外の部分」を「第37条第2項」に、「前項に係るもの」を「条例第27条第2項の認可に係る申請」に、「次に掲げる書類」を「第37条第2項中「次に掲げる書類」」に改める。

第41条第1項中「第36条」を「第38条」に、「第24条第4項」を「第28条第4項」に、「規定による」を「規則で定める」に、「別記第14号様式」を「第20号様式」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「第37条第2項第1号」を「第37条第2項(第2号を除く。)」に、「同条同項各号列記以外の部分」を「同項」に改める。

第42条の見出し中「不適格事実を」を「関連事業者の不適格事実の」に改め、同条中「第31条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に、「一」を「いずれか」に改める。

第43条の見出し中「名称変更等」を「関連事業者の名称変更等」に改め、同条第1項中「第36条」を「第38条」に、「第25条第1項の」を「第29条第1項の」に、「別記第15号様式」を「仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書」に、「第25条第1項第2号」を「同項第2号」に改め、同条第2項中「第36条」を「第38条」に、「第25条第2項」を「第29条第2項」に、「別記第17号様式」を「仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書」に、「その事実」を「届出事項に係る内容」に改める。

第44条の見出し中「販売金額等」を「数量等」に改め、同条中「第36条」を「第38条」に、「第56条第3項」を「第51条第3項」に、「販売金額等」を「数量等」に、「別記第25号様式」を「関連事業者販売金額等月例報告書(第29号様式)」に改める。

第45条見出しを「(関連事業者の営業報告)」に改め、同条中「第36条」を「第38条」に、「第26条」を「第30条」に、「別記第17号様式の2」を「第23号様式」に、「別記第17号様式の3」を「第24号様式」に改める。

第46条中「第7条」を「第13条」に、「関連事業者の

預託すべき」を「条例第34条第1項の」に改める。

第47条を削る。

第3章中第48条を第47条とする。

第49条を削る。

第50条中「行なう卸売」を「行う卸売(市場外で引渡しをする物品の卸売を除く。以下この条及び次条本文において同じ。)」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第48条とする。

第51条の見出し中「物品」を「現品又は見本」に改め、同条中「行ないうる」を「行うことができる」に、「によるとき」を「により卸売を行う場合」に改め、同条を第49条とする。

第52条第1項中「又は」を「、又は」に、「上場単位ごとに行なわなければ」を「行わなければ」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「せり落しは」を「せり売は」に、「決定」を「終了」に、「、その」を「、最高申込価格の」に改め、同条第3項中「抽せん」を「抽選」に改め、同条第4項中「氏名又は商号若しくは」を「せり落とし人の売買参加章又は売買参加補助章に付した」に改め、「番号」の次に「(以下「売買参加章番号」という。)」を加え、同条を第50条とする。

第53条第1項中「別記第27号様式」を「入札票(第30号様式)」に改め、同条を第51条とする。

第54条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「だれ」を「誰」に改め、同条第2項中「入札票」を「入札」に改め、同条を第52条とする。

第55条第1項中「関係職員」を「市長」に、同条第2項中「関係職員」を「市長」に、「前項の異議申立て」を「前項の規定による異議の申立て」に改め、同条を第53条とする。

第56条から第60条までを削る。

第61条の見出し中「呼上」を「呼上げ等」に改め、同条第1項中「物品」を「受託物品の現品又は見本」に改め、同条第2項中「表示」を「規定による表示」に改め、同条を第54条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受託契約約款の届出)

第55条 条例第44条第1項の規定による届出及び変更の届出は、受託契約約款(変更)届出書(第31号様式)によるものとする。

2 前項の届出書には、受託契約約款(変更の届出の場合にあっては、変更した受託契約約款)を添付しなければならない。

第62条から第69条までを削る。

第70条中「第50条第1項」を「第47条第1項」に改め、同条を第56条とする。

第71条中「第50条第1項に規定する」を「第47条第1項の」に改め、同

第72条中「条例第51条第1項」を「卸売業者は、条例

第48条第1項に改め、「卸売業者は」を削り、同条を第58条とする。

第73条中「第51条第3項」を「第48条第3項」に改め、同条第3号中「前各号のほか、市長が」を「その他市長が」に改め、同条を第59条とする。

第74条第1号中「第51条第3項」を「第48条第3項」に、「物品を保管し」を「物品の保管をし」に改め、同条第2号中「第51条第3項の規定による」を「第48条第3項に規定する」に改め、同条を第60条とする。

第75条中「第51条第3項の規定による」を「第48条第3項に規定する」に、「規定による差額」を「差額」に改め、同条を第61条とする。

第76条から第78条までを削る。

第79条第1項中「第56条第1項」を「第51条第1項」に、「別記第42号様式」を「卸売予定数量等報告書(第32号様式)」に改め、同条第2項中「第56条第1項の規定による」を「第51条第1項の規則で定める」に改め、「取扱品目の部類ごとに」を削り、「前1時間」を「の1時間前」に改め、同条第3項中「第56条第2項」を「第51条第2項」に、「別記第43号様式」を「取扱高明細日報(第33号様式)」に、「別記第44号様式」を「卸売価格等報告書(第34号様式)」に改め、同条第4項中「第56条第3項」を「第51条第3項」に、「別記第45号様式」を「市況等に関する月例報告書(第35号様式)」に改め、同条第5項中「第56条第4項」を「第51条第4項」に改め、「販売金額等の」を削り、「別記第46号様式」を「仲卸業者販売金額等月例報告書(第36号様式)」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項及び第3項から第5項までに規定する報告書については、当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって、代えることができる。

第79条を第62条とし、同条の次に次の2条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第63条 条例第52条第1項の規則で定める時刻は、卸売のための販売開始時刻の1時間前とする。

(卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出)

第64条 条例第55条の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書(第37号様式)によるものとする。

第79条の2から第81条までを削る。

第82条第1項中「的確」を「適確」に改め、同項第1号中「第50条第1項」を「第47条第1項」に改め、同項第2号中「第71条」を「第57条」に改め、同項第3号中「第72条」を「第58条」に改め、同項第4号中「第59条第1項」を「第56条」に改め、同条を第65条とし、同条の次に次の4条を加える。

(売買仕切書又は売買仕切金の送付期日)

第66条 条例第56条第1項に規定する売買仕切書を送付

しなければならない期日は、卸売をした当日とする。

2 条例第56条第1項に規定する売買仕切金を送付しなければならない期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 卸売をした日から起算して3日以内

(2) 水産物部 卸売をした日から起算して7日以内

(3) 花き部 卸売をした日から起算して15日以内

(売買仕切金の支払方法)

第67条 条例第56条第3項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。

(買受代金の支払期日)

第68条 条例第58条第1項に規定する出荷者等から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内

(2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して7日以内

(3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内

2 条例第58条第1項に規定する卸売業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内

(2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して5日以内

(3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内

3 条例第58条第1項に規定する仲卸業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、物品を買い受けた当日とする。

(買受代金の支払方法)

第69条 条例第58条第2項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。

第83条及び第84条を削る。

第85条中「第63条第3項」を「第58条第3項」に改め、「規定による」を削り、「別記第53号様式」を「第38号様式」に改め、同条を第70条とする。

第86条を第71条とする。

第87条第1項中「第64条第1項ただし書」を「第59条第1項ただし書」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「条例第64条第1項ただし書」を「市長は、条例第59条第1項ただし書」に、「検査」を「確認」に、「請求」を「申請」に、「市長は、別記第54号様式」を「第39号様式」に改め、同条を第72条とする。

第3章の2を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法

(品質管理の方法を定める施設の取扱品目)

第73条 条例第60条第1項第1号の規定による施設の取扱品目は、次のとおりとする。

施 設	取扱品目
青果部に関する施設	別表第1に掲げる野菜、果実、野菜及び果実の加工品並びに従たる取扱品目
水産物部に関する施設	別表第1に掲げる生鮮水産物、加工水産物及び従たる取扱品目
花き部に関する施設	別表第1に掲げる切花、はち植のもの、花木、種苗及びその他の鑑賞用植物

(卸売の業務に関する物品の品質管理の方法)

第74条 前条に定めるもののほか、物品の品質管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者は、前条に定める施設の取扱品目ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。
- (2) 卸売業者は、施設の設定温度、温度管理その他の品質管理の方法を定め、市長に届け出なければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。
- (3) 卸売業者の品質管理の責任者は、施設の適正な温度管理及び衛生的な利用の保持に努め、異常が発生したときは適切な対応を行い、直ちに市長及び卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者に通知しなければならない。
- (4) 仲卸業者は、品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更するときも、同様とする。
- (5) 仲卸業者の品質管理の責任者は、施設の温度管理を行う等適正な品質管理に努めなければならない。
- (6) 市場関係事業者(卸売業者及び仲卸業者を除く。)は、物品の品質保持に努めなければならない。
- (7) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項は、市長が別に定める。

第4章の2を削り、第5章及び第6章を次のように改める。

第5章 市場施設の使用  
(市場施設の使用の指定)

第75条 市長は、条例第61条第1項の規定により市場施設の使用条件を指定したときは、市場施設使用指定書(第40号様式)を交付するものとする。

設の使用条件を指定したときは、市場施設使用指定書(第40号様式)を交付するものとする。

(市場施設の使用の許可申請等)

第76条 条例第61条第3項の規則で定める許可申請書は、第41号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市場施設使用の必要性を記載した書面
- (2) 定款又は規約
- (3) 役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第61条第2項の規定により市場施設の使用の許可を受けた者は、前項の添付書類の内容に変更を生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、使用者が施設の使用期間終了後、引き続き当該施設を使用しようとする場合は、第2項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

(指定等の期間)

第77条 条例第61条第1項又は第2項の規定による指定又は許可の期間は、1年以内とする。

(用途変更の承認申請)

第78条 条例第62条第2項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市場施設用途変更承認申請書(第42号様式)を市長に提出しなければならない。

(原状変更等の許可申請等)

第79条 条例第63条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市場施設原状変更等許可申請書(第43号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図面
- (2) 仕様書
- (3) 費用見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第63条第1項ただし書の規定により許可を受けた者は、工事完了後、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(市場施設の毀損等の届出)

第80条 使用者は、使用する市場施設が毀損その他の事由により、修理を要する箇所を発見したときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(市場施設の返還の届出)

第81条 条例第64条の規定により使用者が市場施設を返還しようとするときは、返還する日の7日前までに市長に届け出て、市場施設の検査を受けなければならない。

(清潔の保持等)

第82条 使用者は、業務終了後市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。

2 使用者は、容器その他の物件を整頓し、これを通路その他自己の使用場所以外に放置してはならない。

3 使用者は、共同使用する市場施設について、清掃に関する責任者及び費用の分担その他必要な事項を定め、市長に届け出なければならない。

4 市長は、使用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。

(使用料)

第83条 条例第67条第1項の規定による使用料の額は、別表第2に定める金額に100分の110を乗じて得た額(土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあつては、同表に定める金額)とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の納付期限)

第84条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の市場使用料は前月分を、施設使用料はその月分を毎月25日(当該日が土曜日に当たるときは、当該日の翌々日)までに納付しなければならない。

2 前項の納付期限前に市場施設を返還する場合の施設使用料は、返還するときまでに納付しなければならない。

3 前2項に規定するほか、使用期間が1月に満たない施設使用料は、指定又は許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用面積及び日割計算方法)

第85条 使用面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとし、又は1平方メートル未満の端数のあるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 日割計算の方法は、使用料月額に使用日数を乗じた額を、当該月の日数で除したものとする。

(市場施設の維持費用の指定)

第86条 条例第67条第2項の規定による電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の使用者の負担とする費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定又は許可を受けた市場施設で使用するもの(共同使用するものを含む。)

(2) 前号以外で市場施設の使用許可を受けて使用するもの

(使用料の減免申請)

第87条 条例第68条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

第6章 監督

(財産の状況に関する改善措置の基準)

第88条 条例第70条第2項第1号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める率は、1とする。

2 条例第70条第2項第2号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める率は、0.1とする。

3 条例第70条第2項第3号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合とする。

第6章の次に次の2章を加える。

第7章 市場開設運営協議会

(会長及び副会長)

第89条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第90条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(定足数及び表決数)

第91条 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければならない。

2 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第92条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第93条 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が協議会に諮って指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 部会の会議については、前3条の規定を準用する。

(幹事及び書記)

第94条 協議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が命ずる。

3 幹事及び書記は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第95条 協議会の庶務は、経済労働局において処理する。

(委任)

第96条 第89条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 第8章 雑則

(検査職員の身分証明書)

第97条 条例第69条第3項の規定による身分を示す証明書は、第45号様式によるものとする。

(卸売業者に事故があるときの処置)

第98条 卸売業者は、条例第76条第1項の規定に該当することとなった場合は、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 条例第76条第1項の規定により卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

3 条例第76条第2項の規定により市長が自ら卸売の業務を行う場合は、前項の規定を準用する。

(市場内の掲示事項)

第99条 市長は、次に掲げる場合は、これを市場内に掲示するものとする。

(1) 条例第4条第2項の規定により、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することを定めたとき。

(2) 条例第5条ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者の行う卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。

(3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。

(4) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務の許可をしたとき、又はその業務を停止したとき若しくはその資格を失ったとき。

(5) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の営業若しくは事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は卸売業者、仲卸業者及び関連事業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。

(6) 仲卸しの業務及び関連事業の業務の相続を認可したとき。

(7) 条例第19条第1項の規定によりせり人の名簿が提出されたとき。

(8) 条例第50条第3項の規定により物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命じたとき。

(9) 条例第71条の規定による処分をしたとき。

(10) 中央卸売市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。

(11) 前各号のほか、市長が必要があると認めるとき。

(委任)

第100条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第2中「(第95条関係)」を「(第83条関係)」に、「第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品」を「第55条の規定により届け出た買入物品及び受託物品」に改める。

様式目次を次のように改める。

## 様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	卸売業務許可申請書	第5条第1項
2	卸売業務許可証	第6条第1項
3	許可外部類物品取扱承認申請書	第8条第1項 第22条第1項
4	純資産額調書	第9条
5	残高試算表	第11条
6	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書	第14条第1項
7	卸売業者の合併認可申請書	第14条第2項
8	卸売業者の分割認可申請書	第14条第2項
9	卸売業者名称変更等届出書	第15条
10	せり人の名簿	第16条
11	せり人章	第17条
12	卸売の代行承認申請書	第18条第1項
13	仲卸業務許可申請書	第20条第1項
14	仲卸業務許可証	第21条第1項
15	売買参加章	第24条第1項 第33条第1項
16	売買参加補助章	第24条第2項 第33条第2項
17	仲卸業者(関連事業者)の営業等の譲渡し及び譲受け認可申請書	第26条第1項 第40条第1項
18	仲卸業者(関連事業者)の合併認可申請書	第26条第2項 第40条第2項
19	仲卸業者(関連事業者)の分割認可申請書	第26条第2項 第40条第2項
20	仲卸業務(関連事業業務)相続認可申請書	第27条第1項 第41条第1項
21	仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書	第29条第1項 第43条第1項
22	仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書	第29条第2項 第43条第2項
23	仲卸業者営業報告書(法人用)	第30条第1項 第45条第1項
24	仲卸業者営業報告書(個人用)	第30条第1項 第45条第1項
25	売買参加者届出書	第32条
26	売買参加者記載事項変更等届出書	第34条
27	関連事業業務許可申請書	第37条第1項
28	関連事業業務許可証	第38条第1項
29	関連事業者販売金額等月例報告書	第44条
30	入札票	第51条第1項
31	受託契約約款(変更)届出書	第55条第1項、 第2項
32	卸売予定数量等報告書	第62条第1項

33	取扱高明細日報	第62条第3項
34	卸売価格等報告書	第62条第3項
35	市況等に関する月例報告書	第62条第4項
36	仲卸業者販売金額等月例報告書	第62条第5項
37	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書	第64条
38	買受代金の支払猶予特約届出(変更届出)書	第70条
39	販売後の受託物品検査証明申請書兼証明書	第72条第2項
40	市場施設使用指定書	第75条
41	市場施設使用許可申請書	第76条第1項
42	市場施設用途変更承認申請書	第78条
43	市場施設原状変更等許可申請書	第79条第1項
44	使用料減免申請書	第87条
45	検査職員の身分証明書	第97条

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

## 第1号様式

## 卸売業務許可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定により、卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
卸売の業務を行う 取扱品目の部類	.....部
取 扱 品 目	

第2号様式

卸売業務許可証

川崎市指令 第.....号

住 所.....

商 号.....

名 称.....様

.....年.....月.....日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場.....部における卸売の業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

条 件

## 第3号様式

## 許可外部類物品取扱承認申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第7条第6項（第23条第5項）の規定により、許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取扱うことについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

承認申請者	<input type="checkbox"/> 卸売業者 <input type="checkbox"/> 仲卸業者
当該許可に係る取扱品目の部類	
承認を受けたい取扱品目の部類	
出荷者等	
物品名	
入荷見込数量[単位]	.....[.....]（1日当たり.....[.....]）
取扱期間	.....年.....月.....日 から.....年.....月.....日
必要とする理由	
備考	

第28号様式から第36号様式の6までを削る。

第27号様式中「商号又は氏名若しくは番号」を「売買参加章番号」に、「第53条第1項」を「第51条第1項」に改め、同様式を第30号様式とする。

第26号様式を削る。

第25号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
商 号.....  
氏名又は名称.....印  
」

を  
「  
住 所.....  
商 号.....  
氏名又は名称.....印  
」

に、「第36条」を「第38条」に、「第56条第3項」を「第51条第3項」に改め、同様式を第29号様式とする。

第24号様式中「第30条第1項」を「第32条第1項」に、「に基づき」を「により」に改め、同様式を第28号様式とする。

第23号様式中「あて先」を「宛先」に、「第30条第1項」を「第32条第1項」に、

「  

員の氏名	
関連事業の種類及びその内容	

」

を  
「  

員の氏名	
関連事業の種類及びその内容	第1種関連事業 <input type="checkbox"/> 条例第3条第1項各号の取扱品目以外の生鮮食品等の卸売の業務 <input type="checkbox"/> 保管の業務 <input type="checkbox"/> 貯蔵の業務 <input type="checkbox"/> 運搬の業務 <input type="checkbox"/> 包装資材販売業 <input type="checkbox"/> 調理道具販売業 <input type="checkbox"/> 花き資材販売業 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 第2種関連事業 <input type="checkbox"/> 飲食店営業 <input type="checkbox"/> 理容業 <input type="checkbox"/> 銀行業 <input type="checkbox"/> 容器回収業 <input type="checkbox"/> たばこ小売業 <input type="checkbox"/> 衣料品販売業 <input type="checkbox"/> 履物販売業 <input type="checkbox"/> 医薬品販売業 <input type="checkbox"/> 化粧品販売業 <input type="checkbox"/> その他 ( )

」

に改め、同様式を第27号様式とする。

第17号様式の2から第22号様式までを削る。

第17号様式中「仲卸業者（売買参加者、関連事業者）死亡（解散）届出書」を「仲卸業者（関連事業者）死亡（解散）届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「仲卸業者（売買参加者、関連事業者）が」を「仲卸業者（関連事業者）が」に、「第25条第2項」を「第29条第2項」に、「第28条第2項、第36条」を「第38条」に、「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同様式を第22号様式とし、同様式の次に次の4様式を加える。

## 第23号様式

## 仲卸業者営業報告書(法人用)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場.....部  
 住 所 .....  
 商 号 .....  
 氏名又は名称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第30条の規定により.....年.....月.....日から.....年.....月.....日までの営業報告書を提出します。

## 第1 業務の状況

## 1 事業の概要

(記載上の注意)

仲卸しの業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。

## 2 総会及び取締役会等の決議事項等

## (1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

総会の定時・臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記してください。

## (2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意)

株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載してください。

なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法(平成17年法律第86号)に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担(借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等)、大口の債権の設定及び大口の投資等をいいます。

## 3 内部組織に関する事項

## (1) 事業運営組織

(記載上の注意)

組織図(取締役、監査役等の別を付記してください。)で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名(部長以上)、担当業務の概要、従業員数等を付記してください。

なお、組織の変更があった場合には、変更の内容、変更した年月日、変更の理由等を付記してください。

(2) 役員 の 略 歴 及 び 持 ち 株 数 又 は 出 資 口 数

年 月 日現在

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴	持ち株数又は出資口数

(3) 役員及び従業員 の 状 況

区 分		人 数	平均年齢	平均勤続年数
役 員	常 勤	人	歳	年
	非 常 勤			
	小 計			
従 業 員	営業関係	仲 卸 し の 業 務		
		兼 業 業 務		
	事 務 関 係			
	小 計			
合 計				
臨時従業員年間平均雇用人数				

(記載上の注意)

- 1 従業員との兼務役員は、役員 の 項 に記載してください。
- 2 臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。

(4) 株 主 構 成

区 分	役 員	従 業 員	売 買 参 加 者 及 び 買 出 人	そ の 他	合 計
総株主等の議決権の数 (A)					
保有する議決権の数 (B)					
割 合 (B/A)	%	%	%	%	100.0%

大 口 株 主 の 名 簿 (上 位 1 0 位 まで)

氏名又は名称	住所又は所在地	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合 計			

(記載上の注意)

- 1 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいいます。
  - 2 「議決権」には、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。
- 4 仲卸しの業務の状況

(1) 仲卸しの業務に係る取扱高及び売上損益

区 分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸しの業務合計	
	金額	卸 買 受 分 販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額	金額	直 荷 引 販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額	金額	販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額
当 期 合 計 (A)	円	円	円	円	円	円
前 年 同 期 (B)						
前 年 同 期 対 比 (A/B)	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

直荷引販売の欄には、川崎市中心卸売市場業務条例第55条の規定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行った物品の取扱金額を記載してください。

(2) 主要直荷引品の販売

直荷引品	期 首 繰 越 高 (A)	当 期 仕 入 高 (B)	期 末 残 高 (C)	売 上 原 価 (D) (A + B - C)	売 上 高 (E)	直 荷 引 販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額 (E - D)
	円	円	円	円	円	円
合 計						

(記載上の注意)

直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が100分の5以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

(3) 販売代金の回収状況

区 分	前 期 末 残 高 (A)	当 期 末 残 高 (B)	合 計 (C)	平均残高 (C × 1 / 2)	平 均 回 転 数	平均回収 日 数
売 掛 金	円	円	円	円	回	日
受 取 手 形						
合 計						

(記載上の注意)

平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。

平均回転数 =  $M \times 1 / N$

Mは、当期の仲卸しの業務に係る売上高

Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高

平均回収日数 =  $L \times 1 / Q$

Lは、当該事業年度の日数

Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

(4) 販売先別割合

区 分	一 般 小 売 店	大 規 模 小 売 店	地 方 業 者	そ の 他 小 売 店	合 計
川 崎 市 内	%	%	%	%	%
川 崎 市 外					
合 計					100.0

(記載上の注意)

- 1 大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
- 2 地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
- 3 その他小売店は、料理飲食店(料理屋・すし屋・食堂・レストラン)、旅館、ホテル等をいいます。

5 兼業業務等の概況

(1) 兼業業務の概況

業 務 の 内 容	業務実施の場所	売 上 高	兼業業務税引前当期利益 (損失) 金額
		円	円

(2) 他の法人に対する支配関係の概要

法 人 の 名 称	所 在 地	事 業 の 内 容	事 年 業 度	資 本 金	売 上 高	当 期 純 利 益 ( 損 失 ) 金 額	利 益 当 配
				円	円	円	円 (%)

第2 貸借対照表及び損益計算書の内訳

1 回収遅延売掛金明細表 (仲卸しの業務)

相 手 方		当 期 末 残 高		備 考
住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	発 生 年 月 日	金 額	
			円	
合 計				

(記載上の注意)

契約期限より30日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の1,000分の1を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

2 在庫商品明細表

業務の種類	商品名	数	量	金額	仕入年月日	備考
仲卸しの業務		キログラム		円		
	小計					
兼業業務						
合	計					

(記載上の注意)

1 商品名の欄には、当期末在庫高が当期末総在庫高に占める割合が10分の1以上の商品について、その商品ごとに記載し、その他の在庫商品については、その他として記載してください。

2 仕入年月日の欄には、商品ごとに最初に仕入れた年月日及び最後に仕入れた年月日を記載してください。

3 短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務の種類	科目	貸付先		貸付条件				当期末残高
		氏名又は名称	貸付先との関係	用途	利率	期間	担保	
仲卸しの業務	短貸付金				%			円
	小計							
	長貸付金							
	小計							
	計							
兼業業務	短貸付金							
	小計							
	長貸付金							
	小計							
	計							
合	計							

(記載上の注意)

貸付先との関係の欄には、仲卸しの業務の役員、従業員、販売先、仕入先、親会社及び支配関係を持っている法人等を記載してください。

なお、この場合従業員に対する貸付金については、一括して記載してください。

4 短期借入金及び長期借入金明細表

科 目	借 入 先	種 類	借 入 条 件			使 途	当 期 末 残 高	借 入 先 と 関 係
			利 率	期 間	担 保			
短 期 借 入 金			%				円	
	合 計	/	/	/	/	/	/	/
長 期 借 入 金								
	合 計	/	/	/	/	/	/	/

(記載上の注意)

種類の欄には、証書借入、手形借入、当座借越等の区分を記載してください。

5 減価償却費明細表

業 務 の 種 類	科 目	資 産 の 取 得 原 価	当 期 償 却 額	償 却 額 累 計	資 産 の 期 末 残 高	償 却 方 法	償 却 範 囲 額 に 対 す る 額		備 考
							当 期 分	累 計	
仲 卸 し の 業 務		円	円	円	円		円	円	
	小 計	/	/	/	/	/	/	/	/
兼 業 業 務									
	小 計	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		/	/	/	/	/	/	/	/

(記載上の注意)

- 1 兼業業務の項は、各業務ごとに区分して記載してください。
- 2 売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

## 第24号様式

## 仲卸業者営業報告書(個人用)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場.....部

住 所.....  
商 号.....  
氏 名.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第30条の規定により.....年.....月.....日から.....年.....月.....日までの営業報告書を提出します。

## 第1 業務の状況

## 1 事業の概要

(記載上の注意)

仲卸しの業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。

## 2 従業員の状況

区 分	人 数	平均年齢	平均勤続年数
仲 卸 し の 業 務	人	歳	年
兼 業 業 務			
合 計			
臨時従業員年間平均雇用人数			

(記載上の注意)

1 所得税法(昭和40年法律第33号)上の青色事業専従者又は白色事業専従者については、当該各欄( )内外書として記載してください。

2 臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。

## 3 仲卸しの業務の状況

## (1) 仲卸しの業務に係る取扱高及び売上損益

区 分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸しの業務合計	
	金額	卸買受分 販売利益 (損失)金額	金額	直荷引販売 利益(損失) 金額	金額	販売利益 (損失) 金額
当期合計 (A)	円	円	円	円	円	円
前年同期 (B)						
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

直荷引販売の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例第55条の規定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行った物品の取扱金額を記載してください。

## (2) 主要直荷引品の販売

直荷引品	期首 繰越高 (A)	当期 仕入高 (B)	期末 残高 (C)	売上原価 (D) (A + B - C)	売上高 (E)	直荷引販売 利益(損失)金額 (E - D)
	円	円	円	円	円	円
合 計						

(記載上の注意)

直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が100分の5以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

## (3) 販売代金の回収状況

区 分	前期末 残高 (A)	当期末 残高 (B)	合 計 (C)	平均残高 (C × 1 / 2)	平 均 回 転 数	平均回収 日 数
	円	円	円	円	回	日
売 掛 金						
受 取 手 形						
合 計						

(記載上の注意)

平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。

平均回転数 =  $M \times 1 / N$

Mは、当期の仲卸しの業務に係る売上高

Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高

平均回収日数 =  $L \times 1 / Q$

Lは、当該事業年度の日数

Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

## (4) 販売先別割合

区 分	一 般 小 売 店	大 規 模 小 売 店	地 方 業 者	そ の 他 小 売 店	合 計
川 崎 市 内	%	%	%	%	%
川 崎 市 外					
合 計					100.0

## (記載上の注意)

- 1 大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
- 2 地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
- 3 その他小売店は、料理飲食店（料理屋・すし屋・食堂・レストラン）、旅館、ホテル等をいいます。
- 4 兼業業務等の概況
  - (1) 兼業業務の概況

業 務 の 内 容	業務実施の場所	売 上 高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
		円	円

## (2) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の 名称	所在地	事業の 内容	事 年 業 度	資 本 金	売 上 高	当期純利 益（損 失）金額	利 益 当 配 当
				円	円	円	円 (%)

## 第2 貸借対照表及び損益計算書の内訳

## 1 回収遅延売掛金明細表

相 手 方		当期末残高		備考
住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	発 生 年 月 日	金 額	
			円	
合 計				

## (記載上の注意)

契約期限より30日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の1,000分の1を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

## 2 減価償却費明細表

科 目	資 産 の 取 得 原 価	当 期 償 却 額	償 却 額 累 計	資 産 の 期 末 残 高	償 方 却 法	償 却 範 囲 額 に 対 する 過 不 足 額		備考
						当 期 分	累 計	
	円	円	円	円		円	円	
合 計								

## (記載上の注意)

売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

第 2 5 号様式

売買参加者届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第31条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

店 舗 等 の 住 所	
売買参加を行う取扱品目 の 部 類	.....部
常時売買に参加する者 の 氏 名	

注 卸売業者の推薦書を添付してください。

## 第26号様式

## 売買参加者記載事項変更等届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
氏名又は名称.....印

川崎市中心卸売市場業務条例第31条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更又は廃止年月日	. . . . .	
	新	旧
住 所		
商 号		
氏 名 又 は 名 称		
店 舗 等 の 住 所		
売 買 参 加 を 行 う 取 扱 品 目 の 部 類	.....部	.....部
常 時 売 買 に 参 加 す る 者 の 氏 名		
売 買 参 加 の 廃 止	理由	
備 考		

注(1) 該当する事項のみを記入してください。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく返還してください。

第16号様式を削る。

第15号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
商 号.....  
氏名又は名称.....印  
」

を

「  
住 所.....  
商 号.....  
氏名又は名称.....印  
」

に、「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条」を「第38条」に、「第25条」を「第29条」に、

商 号					
法 人 の 場 合	役 員	役職名	氏名	役職名	氏名

を

商 号					
法 人 の 場 合	資本金又は出資の額				
	役 員	役職名	氏名	役職名	氏名

に改め、同様式を第21号様式とする。

第14号様式中「あて先」を「宛先」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に、「第36条」を「第38条」に、「第24条」を「第28条」に、「仲卸業務（関連事業業務）」を「仲卸しの業務（関連事業の業務）」の」に改め、同様式を第20号様式とする。

第13号様式の2中「あて先」を「宛先」に、「第23条第2項」を「第27条第2項」に、「第36条」を「第38条」に、「第23条」を「第27条」に、

分割後業務を承継する法人の名称及び住所	名 称..... 住 所.....
---------------------	----------------------

を

分割後業務を承継する法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
------------------------	----------------------------------

に、

分割を必要とする理由	
------------	--

を

分割を必要とする理由	
備 考	

に改め、同様式を第19号様式とする。

第13号様式中「あて先」を「宛先」に、「第23条第2項」を「第27条第2項」に、「第36条」を「第38条」に、「第23条」を「第27条」に、

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名 称..... 住 所.....
--------------------------------	----------------------

を

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
-----------------------------------	----------------------------------

に、

合併を必要とする理由	
------------	--

を

合併を必要とする理由	
備 考	

に改め、同様式を第18号様式とする。

第12号様式中「あて先」を「宛先」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に、「第36条」を「第38条」に、「第23条」を「第27条」に改め、同様式を第17号様式とする。

第11号様式中「商号又は番号」を「売買参加章番号」に改め、同様式を第16号様式とする。

第10号様式中「商号又は番号」を「売買参加章番号」に改め、同様式を第15号様式とする。

第9号様式中「第19条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式を第14号様式とする。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「第19条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式を第13号様式とする。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
卸売業者名.....印

」

を

「  
住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印

」

に、「第17条」を「第21条」に改め、同様式を第12号様式とする。

第5号様式及び第6号様式を削る。

第4号様式中「氏名」を「せり人番号」に改め、同様式を第11号様式とする。

第3号様式の次に次の7様式を加える。

第4号様式

純資産額調書

(宛先) 川崎市長

.....年.....月.....日

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第9条第1項の規定により、.....年.....月.....日現在の純資産額を報告します。

1 純資産額

(単位：千円)

科 目	帳簿価額	評 価 額	備考
1 資産合計			
(1) 流動資産			
(ア) 現金			
(イ) 預金			
(ウ) 売掛金			
(エ) 受取手形			
(オ) 有価証券			
(カ) 親会社株式			
(キ) 商品			
(ク) 貯蔵品			
(ケ) 前渡金			
(コ) 荷主前渡金			
(サ) 前払費用			
(シ) 未収収益			
(ス) 立替金			
(セ) 短期貸付金			
(ソ) 未収金			
(タ) 仮払金			
(チ) 1(1)(ア)から 1(1)(タ)までに			

- |   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 掲げるもの以外の流動資産  |  |  |  |
| (2) 固定資産  |  |  |  |
| ア 有形固定資産  |  |  |  |
| (ア) 建物  |  |  |  |
| (イ) 構築物   |  |  |  |
| (ウ) 機械及び装置  |  |  |  |
| (エ) 船舶及び車両その他の陸上<br>運搬具                                 |  |  |  |
| (オ) 工具、器具及び備品   |  |  |  |
| (カ) 土地  |  |  |  |
| (キ) 建設仮勘定   |  |  |  |
| (ク) 1 (2) ア (ア) から 1 (2) ア (キ)<br>までに掲げるもの以外の有形<br>固定資産 |  |  |  |
| イ 無形固定資産  |  |  |  |
| (ア) のれん   |  |  |  |
| (イ) 借地権   |  |  |  |
| (ウ) 電話加入権   |  |  |  |
| (エ) 施設負担金   |  |  |  |
| (オ) 1 (2) イ (ア) から 1 (2) イ (エ)<br>までに掲げるもの以外の無形<br>固定資産 |  |  |  |
| ウ 投資その他の資産  |  |  |  |
| (ア) 投資有価証券  |  |  |  |
| (イ) 子会社株式   |  |  |  |
| (ウ) 出資金   |  |  |  |
| (エ) 子会社出資金  |  |  |  |
| (オ) 長期貸付金   |  |  |  |
| (カ) 開設者預託保証金  |  |  |  |
| (キ) 定期預金  |  |  |  |
| (ク) 長期前払費用  |  |  |  |
| (ケ) 事業者保険料  |  |  |  |
| (コ) 1 (2) ウ (ア) から 1 (2) ウ (ケ)<br>までに掲げるもの以外の投資<br>等    |  |  |  |
| (3) 繰延資産  |  |  |  |

- (ア) 創立費
- (イ) 開業費
- (ウ) 開発費
- (エ) 株式交付費
- (オ) 1(3)(ア)から1(3)(エ)までに掲げるもの以外の繰延資産

## 2 負債合計

### (1) 流動負債

- (ア) 受託販売未払金
- (イ) 買掛金
- (ウ) 支払手形
- (エ) 短期借入金
- (オ) 未払金
- (カ) 未払税金
- (キ) 未払費用
- (ク) 前受金
- (ケ) 預り金
- (コ) 前受収益
- (サ) 仮受金
- (シ) 賞与引当金
- (ス) 2(1)(ア)から2(1)(シ)までに掲げるもの以外の流動負債

### (2) 固定負債

- (ア) 長期借入金
- (イ) 預り保証金
- (ウ) 退職給付引当金
- (エ) 2(2)(ア)から2(2)(ウ)までに掲げるもの以外の固定負債

### (3) 引当金(2(1)(シ)、2(1)(ス)、2(2)(ウ)及び2(2)(エ)に掲げるものを除く。)

## 3 純資産額

### (1) 株主資本

- ア 資本金
- イ 新株式申込証拠金
- ウ 資本剰余金

(ア) 資本準備金			
(イ) その他資本剰余金			
エ 利益剰余金			
(ア) 利益準備金			
(イ) その他利益剰余金			
a 積立金			
b 繰越利益剰余金 (繰越損失金)			
オ 自己株式			
カ 自己株式申込証拠金			
2 評価・換算差額等			
(1) その他有価証券評価差額金			
(2) 繰延ヘッジ損益			
(3) 土地再評価差額金			
3 新株予約権			

2 その他記載事項

- (1) 受取手形割引高 千円
- (2) 受取手形譲渡高 千円
- (3) 保証債務額 千円
- (4) 支配関係を持っている法人に対する債権等明細書

項 目		会 社 名	合 計	
短期債券	売 掛 金		千円	千円
	受 取 手 形		千円	千円
	前 渡 金		千円	千円
	短 期 貸 付 金		千円	千円
	そ の 他		千円	千円
	小 計		千円	千円
長期債券	長 期 貸 付 金		千円	千円
	長期差入保証金		千円	千円
	そ の 他		千円	千円
	小 計		千円	千円
受 取 手 形 割 引 高			千円	千円

受取手形裏書譲渡高	千円	千円
保証債務額	千円	千円
備考	千円	千円

## (5) 卸売の業務の取扱高

年 月	受託販売	買付販売	合 計
年 月	千円	千円	千円
年 月	千円	千円	千円
年 月	千円	千円	千円
年 月	千円	千円	千円
年 月	千円	千円	千円
年 月	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- この調書は、卸売業者の全資産及び全負債について作成すること。
- 評価額の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項ただし書の規定に該当する場合は、評価した額を記載すること。
- 備考の欄には、資産及び負債の各科目についての評価方法、科目の欄に掲げる科目以外の科目を設定した場合における当該科目の内容等を記載すること。
- 計算日が事業年度の末日である場合には、当該事業年度の所得に対する法人税、所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理した上でこの調書を作成するものとし、計算日におけるこれらの税金の未払額は、負債の部の未払法人税等勘定に計上すること。
- 固定資産及び繰延資産について、当該事業年度末に一括して償却を行う卸売業者であって、規則第10条第1項の計算日が事業年度の開始日から6月を経過する日である場合は、当該事業年度において償却すべき額の2分の1相当額を備考の欄に計上すること。
- 2 その他記載事項の(1)受取手形割引高及び(2)受取手形譲渡高の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
- 2 その他記載事項の(3)の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
- 2 その他記載事項の(4)の支配関係を持っている法人に対する債務等明細書の短期債権のその他の欄には、未収収益、立替金、未収金、仮払金その他の短期金銭債権（株式を除く。）の合計額を、長期債権のその他の欄には、投資有価証券（株式を除く。）の額を記載し、貸付金については、貸付けの条件（返済期限、利率及び担保物

件の種類)を備考の欄に記載すること。

- 9 2 その他記載事項の(5)の卸売の業務の取扱高については、中央卸売市場において複数の市場又は取扱品目の部類の卸売の業務の許可を受けている者は、市場ごと及び取扱品目の部類ごとに作成すること。

第5号様式

残高試算表

(宛先) 川崎市長

.....年.....月.....日

住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第9条第2項の規定により、.....年.....月.....日現在の残高試算表を提出します。





## 2 合 計 損 益 計 算 書

(単位：千円、%)

科 目	前 まで の累計	借 方	貸 方	当 まで の累計	構 成 比
1 営業損益					
(1) 卸売の業務					
ア 受託手数料 (受託品取扱額)					
イ 買付販売損益					
(ア) 純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
(イ) 売上原価					
期首商品たな卸高					
商品純仕入高					
総仕入高					
仕入値引及び戻し高					
期末商品たな卸高					
販売利益(損失)金額					
(2) 兼業業務					
ア 売上高					
イ 売上原価					
兼業業務利益(損失)金額					
売上総利益(損失)金額					
(3) 販売費及び一般管理費					
営業利益(損失)金額					
2 営業外損益					
(1) 営業外収益					
(2) 営業外費用					
經常利益(損失)金額					
3 特別利益					
(1) 固定資産売却益					
(2) 前期損益修正益					
(3) その他の特別利益					
4 特別損失					
(1) 固定資産売却損					

(2) 減損損失					
(3) 災害による損失					
(4) 前期損益修正損					
(5) その他の特別損失					
税引前当期純利益(損失)金額					
法人税等					
法人税等調整額					
当期純利益(損失)金額					

## 第6号様式

卸売業者の事業の譲渡し及び  
譲受け認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

譲渡人住所.....

商 号.....

名 称.....印

譲受人住所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第16条第1項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

譲渡する事業に係る取扱品目の部類	.....部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	・ ・
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
備 考	

第7号様式

卸売業者の合併認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第16条第2項の規定により、卸売業者の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
合 併 の 方 法 及 び 条 件	
合 併 の 予 定 年 月 日	. . . . .
合 併 を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

## 第8号様式

## 卸売業者の分割認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中央卸売市場業務条例第16条第2項の規定により、卸売業者の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

分割後業務を承継する法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	.....
分割を必要とする理由	
備 考	

第9号様式

卸売業者名称変更等届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市中心卸売市場業務条例第17条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	年月日 .    .		理由	
		新		旧	
名 称					
住 所					
商 号					
資 本 金 又 は 出 資 の 額					
役 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名	

注 該当する事項のみを記入してください。



第37号様式中「受託契約約款承認(変更承認)申請書」  
を「受託契約約款(変更)届出書」に、「あて先」を「宛  
先」に、

「

卸売業者名.....

」

を

「

住 所.....

商 号.....

名 称..... 印

」

に、「第48条第1項(第4項)」を「第44条第1項」に、  
「申請します」を「届け出ます」に改め、同様式を第31  
号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

## 第32号様式

## 卸売予定数量等報告書 (.....月.....日分)

(宛先) 川崎市長

.....年.....月.....日

住 所.....  
商 号.....  
名 称.....

川崎市中央卸売市場業務条例第51条第1項の規定により、次のとおり報告します。

## せり売の方法

品 名	卸売予定数量	主要な産地
小 計		

## 入札の方法

品 名	卸売予定数量	主要な産地
小 計		

## 相対取引の方法

品 名	卸売予定数量	主要な産地
小 計		
総 計		

第33号様式

取扱高明細日報 ( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日分)

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(宛先) 川崎市長

住 所 \_\_\_\_\_  
商 号 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_

川崎市中央卸売市場業務条例第51条第2項の規定により、次のとおり報告します。

せり売の方法

品 目	主要な産地	数 量	卸売価格 (円)			金 額 (円)
			高値	中値	安値	
合 計						

入札の方法

品 目	主要な産地	数 量	卸売価格 (円)			金 額 (円)
			高値	中値	安値	
合 計						

相対取引の方法

品 目	主要な産地	数 量	卸売価格 (円)			金 額 (円)
			高値	中値	安値	
合 計						

総計

品 目	数 量	金 額 (円)
合 計		

内訳

市場別コード	会社別コード	年別コード	月別コード	日別コード	取引の方法	
品名コード	品名	産地コード	産 地	数 量	平均単価	金額 (円)

第38号様式から第43号様式までを削る。

第44号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
卸売業者名.....  
」

を

「  
住 所.....  
商 号.....  
名 称.....  
」

に、「第56条第2項」を「第51条第2項」に、

「

販売方法 等の区分	<input type="checkbox"/> 当日卸売した物品（ <input type="checkbox"/> せり売又は入札 <input type="checkbox"/> 相 対取引）
	<input type="checkbox"/> 条例第42条第1項第1号、第2号及び第3号 物品
	<input type="checkbox"/> 条例第45条第1項第2号及び第3号物品

」

を

「

売買取引の方法	<input type="checkbox"/> せり売 <input type="checkbox"/> 入札 <input type="checkbox"/> 相対取引
---------	--

」

に改め、同様式を第34号様式とし、同様式の次に次の1  
様式を加える。

第35号様式

市況等に関する月例報告書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住所.....  
商号.....  
名称.....

川崎市中央卸売市場業務条例第51条第3項の規定により、卸売をした物品の市況、数量及び卸売金額を次のとおり報告します。

1 市況の概要

種類	市況の概要

2 主要品目の市況の概要

主要品目	市況の概要

3 卸売実績

(1) 卸売先別の数量及び卸売金額

	仲卸業者	売買参加者	自己買受	合計
数量(トン)				
卸売金額(千円)				

(2) 売買取引方法別の数量及び卸売金額

	せり売	入札	相対取引		合計
			商物一致取引	商物分離取引	
数量(トン)					
卸売金額(千円)					

(3) 受託品及び買付品別の数量及び卸売金額

種類	品名	数量(トン)			卸売金額(千円)			備考
		受託品	買付品	合計	受託品	買付品	合計	
	小計							
	小計							
	合計							

第45号様式を削る。

第46号様式中「あて先」を「宛先」に、「第56条第4項」を「第51条第4項」に改め、同様式を第36号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第37号様式

卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....

当市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売したので、川崎市中央卸売市場業務条例第55条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	品 名	数 量	仕入金額 (円)	販売金額 (円)	備 考
買入 物品					
		小 計			
受託 物品					
		小 計			
合 計					

第47号様式から第52様式までを削る。

第53号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
卸売業者名.....  
」

を

「  
住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印  
」

に、「第63条第1項」を「第58条第3項」に改め、同様式を第38号様式とする。

第54号様式中「物品検査」を「物品確認」に、「願書」を「申請書兼証明書」に、「あて先」を「宛先」に、

「  
卸売業者名.....  
」

を

「  
住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印  
」

に、「第87条第2項」を「第72条第2項」に、「証明願います」を「証明書の交付を申請します」に、「訂正単価」を「変更後単価」に、「訂正金額」を「変更後金額」に、

「  
事故内容 

--

  
」

を

「  
事故内容 

--

  
出荷日 

.....年.....月.....日
--------------------

  
」

に、「第64条第1項ただし書」を「第59条第1項ただし書」に、「検査の」を「確認の」に、「上記に」を「上記のとおり」に改め、同様式を第39号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第40号様式

市場施設使用指定書

川崎市指令 第.....号

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....

川崎市中央卸売市場業務条例第61条第1項の規定により、次のとおり使用施設を指定します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

位置（指定場所）	
面 積	
使 用 期 間	
施 設 の 種 類	
使 用 料	
備 考	

第55号様式中「あて先」を「宛先」に、「第66条第2項」を「第61条第2項」に、

「

使用料	指示のとおり
備 考	

」

を

「

備 考	
-----	--

」

に改め、同様式を第41号様式とする。

第56号様式中「あて先」を「宛先」に、「第67条第2項」を「第62条第2項」に改め、同様式を第42号様式とする。

第57号様式中「あて先」を「宛先」に、「第68条第1項」を「第63条第1項」に、「施行場所」を「施工場所」に、「施行内容」を「施工内容」に、

「

施行に要する費用	一切申請者が負担します。	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 設計図面	<input type="checkbox"/> 仕様書
	<input type="checkbox"/> 費用見積書	<input type="checkbox"/> その他

」

を

「

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 設計図面	<input type="checkbox"/> 仕様書
	<input type="checkbox"/> 費用見積書	<input type="checkbox"/> その他

」

に改め、同様式を第43号様式とする。

第58号様式中「あて先」を「宛先」に、「第73条」を「第68条」に改め、同様式を第44号様式とする。

第59号様式（表）中「卸売市場法第48条第2項又は川崎市中央卸売市場業務条例第74条第1項及び第2項」を「川崎市中央卸売市場業務条例第69条第1項及び第2項」に改め、同様式（裏）を次のように改め、同様式を第45号様式とする。

(裏)

川崎市中央卸売市場業務条例 (抜粋)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

(川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則(昭和57年川崎市規則第90号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表北部市場の部仲卸業者市場使用料の款中「第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品」を「第55条の規定により届け出た買入物品及び受託物品」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第43号

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則(平成19年川崎市規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第9条」に、「第5条―第11条」を「第10条―第20条」に、「第12条―第22条」を「第21条―第32条」に、「第23条―第28条」を「第33条―第36条」に、「第29条―第37条」を「第37条―第45条」に、「第38条―第68条」を「第46条―第70条」に、「第69条・第70条」を「第71条・第72条」に、「第71条―第81条」を「第73条―第83条」に、「第82条―第86条」を「第84条―第88条」に、「第87条―第89条」を「第89条―第91条」に改める。

第53条を削る。

第52条第1項中「卸売(電子商取引による卸売を除く。)」を「卸売」に改め、同条を第53条とする。

第47条から第51条までを削る。

第46条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条を第52条とする。

第45条第1項第1号中「だれ」を「誰」に改め、同条第2項中「呼び上げ、又は表示しなければならない。」を「呼び上げなければならない。」に改め、同条を第51条とする。

第44条第1項中「第21号様式」を「第27号様式」に、「行われなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項

中「行われなければ」を「行わなければ」に改め、同条第4項中「卸売業者」を「せり人」に改め、同条第5項中「卸売業者」を「せり人」に改め、「氏名又は商号若しくは」を削り、「呼び上げ、又は表示し」を「呼び上げ」に改め、同条を第50条とする。

第43条第1項中「上場単位ごとに行われなければ」を「行わなければ」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「卸売業者」を「せり人」に改め、「(電子商取引によるせり売の場合は所定の時間に達したとき)」を削り、同条第3項中「卸売業者」を「せり人」に改め、同条第4項中「卸売業者」を「せり人」に、「氏名又は商号若しくは売買参加章」を「売買参加章又は売買参加補助章」に、「呼び上げ、又は表示し」を「呼び上げ」に改め、同条を第49条とする。

第42条の見出し中「下見等」を「下見」に改め、同条中「(電子商取引にあつては、これらの閲覧)」を削り、同条を第48条とする。

第41条中「行う卸売」の次に「(市場外で引渡しをする物品の卸売を除く。以下この条及び次条本文において同じ。)」を加え、「(電子商取引にあつては、これらの画像情報。以下同じ。)」を削り、同条を第47条とする。

第40条を削る。

第39条を第46条とする。

第38条を削る。

第37条第1項中「第6条」を「第14条」に、「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第21条」を「第31条」に、「第32条」を「第39条」に、「第22条」を「第31条」に改め、「営業報告書」の次に「(第22号様式)」を加え、第2章第4節中同条を第45条とする。

第36条の見出し中「名称変更等」を「関連事業者の名称変更等」に改め、同条第1項中「第32条」を「第39条」に、「第21条第1項」を「第30条第1項」に、「仲卸業者(関連事業者)の名称変更等の届出書」を「仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第30条第2項」に、「第32条」を「第39条」に、「第21条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条を第44条とする。

第35条の見出し中「不適格事実を」を「関連事業者の不適格事実の」に改め、同条中「第27条第1項第1号」を「第34条第1項第1号」に改め、同条を第43条とする。

第34条の見出し中「相続」を「関連事業の業務の相続」に改め、同条第1項中「第32条」を「第39条」に、「第20条第4項」を「第29条第4項」に、「第11号様式」を「第19号様式」に改め、同条第2項中「第30条第2項第1号」を「第38条第2項(第2号を除く。)」に改め、同条を第42条とする。

第33条の見出し中「営業等」を「関連事業者の営業等」に改め、同条第1項中「第32条」を「第39条」に、「第

19条第3項を「第28条第3項」に、「第8号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項中「第32条」を「第39条」に、「第19条第3項」を「第28条第3項」に、「第9号様式」を「第17号様式」に、「第10号様式」を「第18号様式」に改め、同条第3項中「第30条第2項」を「第38条第2項」に、「第19条第1項」を「第28条第1項」に、「第19条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第32条第1項中「第29条第1項」を「第36条第1項」に、「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第40条とする。

第31条の見出し中「許可証」を「関連事業の業務の許可証」に改め、同条第1項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第19号様式」を「第26号様式」に改め、同条を第39条とする。

第30条の見出しを「(関連事業者の許可申請)」に改め、同条第1項中「第26条第2項」を「第33条第2項」に、「第18号様式」を「第25号様式」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

オ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第30条第2項第1号カ中「第27条第1項第2号」を「第34条第1項第2号」に改め、同項第2号ウからオまでを次のように改める。

ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業開始後3事業年度における事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

第30条第2項第2号キ中「第27条第1項第2号」を「第34条第1項第2号」に改め、同条を第38条とする。

第29条第1項中「第26条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第26条第1項第2号」を「第33条第1項第2号」に改め、同条を第37条とする。

第27条及び第28条を削る。

第26条の見出し中「承認証等」を「売買参加章等」に改め、同条中「その資格を失ったときは、売買参加者承認証、売買参加章」を「卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章」に改め、第2章第3節中同条を第36条とする。

第25条第1項中「第23条第1項」を「第32条第1項」に、「承認をした」を「規定による届出があった」に改め、同条第3項中「売買参加章」を「前2項の売買参加章」に改め、同条を第34条とし、同条の次に次の1条を加える。

(記載事項の変更等の届出)

第35条 条例第32条第2項の規定による届出は、売買参

加者記載事項変更等届出書(第24号様式)によるものとする。

第24条を削る。

第23条を次のように改め、同条を第33条とする。

(売買参加者の届出)

第23条 条例第32条第1項の規定による届出は、売買参加者届出書(第23号様式)によるものとする。

2 前項の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 卸売業者の推薦書

(2) その他市長が必要と認める書類

第22条中「第6条」を「第14条」に、「第16条第1項」を「第25条第1項」に改め、第2章第2節中同条を第32条とする。

第21条の見出しを「(仲卸業者の営業報告)」に改め、同条第1項中「第22条」を「第31条」に、「第14号様式」を「第22号様式」に改め、同条第2項第3号中「第127条」を「第96条」に、「第128条」を「第97条」に改め、同条を第31条とする。

第20条の見出し中「名称変更等」を「仲卸業者の名称変更等」に改め、同条第1項中「第21条第1項」を「第30条第1項」に、「仲卸業者(関連事業者)の名称変更等の届出書(第12号様式)」を「仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書(第20号様式)」に改め、同条第2項中「第21条第2項」を「第30条第2項」に、「仲卸業者(売買参加者、関連事業者)死亡(解散)届出書(第13号様式)」を「仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書(第21号様式)」に改め、同条を第30条とする。

第19条の見出し中「不適格事実」を「仲卸業者の不適格事実」に改め、同条中「第15条第4項第1号」を「第24条第4項第1号」に改め、同条を第29条とする。

第18条の見出し中「相続」を「仲卸しの業務の相続」に改め、同条第1項中「第20条第4項」を「第29条第4項」に、「第11号様式」を「第19号様式」に改め、同条第2項中「第12条第2項第1号」を「第21条第2項(第2号を除く。)」に改め、同条を第28条とする。

第17条の見出し中「営業等」を「仲卸業者の営業等」に改め、同条第1項中「第19条第3項」を「第28条第3項」に、「第8号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項中「第19条第3項」を「第28条第3項」に、「第9号様式」を「第17号様式」に、「第10号様式」を「第18号様式」に改め、同条第3項中「第12条第2項」を「第21条第2項」に、「第19条第1項」を「第28条第1項」に、「第19条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条を第27条とする。

第16条の見出し中「許可証等」を「売買参加章等」に改め、同条中「、仲卸業務許可証」を削り、同条を第26条とする。

第15条第1項中「第16条第1項」を「第25条第1項」に、「第6号様式」を「第14号様式」に改め、同条第2項中「第7号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第25条とする。

第14条第1項中「第17条第1項」を「第26条第1項」に、「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第13条の見出しを「(仲卸しの業務の許可証の交付等)」に改め、同条中「第15条第1項」を「第24条第1項」に、「第5号様式」を「第13号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 仲卸業者は、その資格を失ったときは、仲卸業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

第13条を第22条とし、同条の次に次の1項を加える。

(許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請)

第23条 条例第24条第5項の規定による承認の申請は、許可外部類物品取扱承認申請書によるものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱に関する計画を記載した書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第12条の見出しを「(仲卸しの業務の許可申請書)」に改め、同条第1項中「第15条第3項」を「第24条第3項」に、「第4号様式」を「第12号様式」に改め、同条第2項第1号オを次のように改める。

オ 事業開始後3事業年度における事業計画書

第12条第2項第1号カ中「第15条第4項第2号」を「第24条第4項第2号」に改め、同項第2号ウからオまでを次のように改める。

ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業開始後3事業年度における事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

第12条第2項第2号キ中「第15条第4項第2号」を「第24条第4項第2号」に改め、同条を第21条とする。

第10条及び第11条を削除する。

第9条第1項中「第13条の承認を受けようとする卸売業者」を「第22条の規定による承認の申請」に、「第3号様式」を「第11号様式」に改め、同条第3項中「第13条」を「第22条」に改め、同条を第19条とし、第2章第1節中同条の次に次の1項を加える。

(卸売業者の不適合事実の生じた場合の届出)

第20条 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売業者が解散したとき。

(2) 卸売業者が条例第10条第4項第3号ア又はイに該当することとなったとき。

第8条を削る。

第7条中「第12条」を「第21条」に、「第1号様式の2」を「第10号様式」に改め、同条を第18条とする。

第6条第1項中「第8条第4項」を「第12条第4項」に改め、同項第3号中「第8条第3項第5号」を「第12条第3項第5号」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の3項を加える。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第15条 条例第17条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第1項の認可に係る申請であるときは、第5号様式によるものとする。

2 条例第17条第3項の規則で定める認可申請書は、同条第2項の合併の認可に係る申請であるときは第6号様式、分割の認可に係る申請であるときは第7号様式によるものとする。

3 前2項の認可申請書の添付書類については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、条例第17条第1項の認可に係る申請については、第10条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、条例第17条第2項の認可に係る申請については、第10条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書(第8号様式)によるものとし、かつ、同項第2号及び第4号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。

(せり人の名簿)

第17条 条例第20条第1項のせり人の名簿は、第9号様式によるものとする。

第5条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条を第13条とし、第2章第1節中同条の前に次の3項を加える。

(卸売の業務の許可申請)

第10条 条例第10条第3項の規則で定める許可申請書は、第2号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は規約
- (2) 登記事項証明書

- (3) 直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (4) 事業開始後3事業年度における事業計画書
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 業務を執行する役員に係る市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書類並びに履歴書及び写真
- (7) 業務を執行する役員が条例第10条第4項第3号イに該当しないことを誓約する書面
- (8) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款又は規約、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
  - ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
  - イ 申請者の営む卸売の業務に従事している者又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
  - ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(9) その他市長が必要と認める書類

（卸売の業務の許可証の交付等）

第11条 市長は、条例第10条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（第3号様式）を交付するものとする。

2 卸売業者は、その資格を失ったときは、卸売業務許可証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

（許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱承認申請）

第12条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、許可外部類物品取扱承認申請書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可を受けた部類以外の部類に属する物品の取扱に関する計画を記載した書類

(2) その他市長が必要と認める書類

第1章中第4条を第9条とする。

第3条第1項中「第3条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第2条の6第2項第2号中「第58条第1項」を「第62条第1項」に改め、同項第3号中「第58条第2項」を「第62条第2項」に改め、同項第4号中「第59条第2項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に改め、同項第5号中「第60条第1項ただし書」を「第64条第1項ただし書」に改め、同項第6号中「第61条ただし書」を「第65条ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第2条の5中「第2条の2第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第2条の4第1項中「第2条の2第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第3項中「第2条の2」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第2条の3第2項中「第2条の2第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第2条の2各号列記以外の部分中「第2条の2第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2号中「第2条の2第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第4号中「第2条の2第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第3条とする。

第54条を削る。

第55条第1項中「第42条」を「第45条第1項」に改め、同条を第54条とする。

第56条中「第45条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第55条とする。

第57条中「第45条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第56条とする。

第58条中「第46条第1項」を「第49条第1項」に改め、同条を第57条とする。

第59条第1項中「第46条第3項」を「第49条第3項」に改め、同条を第58条とする。

第60条第1号中「第46条第3項」を「第49条第3項」に改め、同条第2号中「第46条第3項の規定による」を「第49条第3項に規定する」に改め、同条を第59条とする。

第61条中「第46条第3項」を「第49条第3項」に改め、同条を第60条とする。

第62条を削る。

第63条第1項中「第50条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第2号中「電子商取引により」を「市場外で」に改め、同条第2項中「第50条第1項」を「第52条第1項」に、「第3条第1項各号」を「第6条第1項各

号」に改め、同条第3項中「第50条第2項」を「第52条第2項」に改め、同条第4項中「第50条第3項」を「第52条第3項」に、「第30号様式」を「第29号様式」に改め、同条第5項中「第50条第4項」を「第52条第4項」に、「第31号様式」を「第30号様式」に改め、同条第6項中「第50条第5項」を「第52条第5項」に、「第32号様式」を「第31号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

7 前3項に規定する報告書については、当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって、代えることができる。

第63条を第61条とし、同条の次に次の2条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第62条 条例第53条第1項の規則で定める時刻は、卸売のための販売開始時刻の1時間前とする。

(卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出)

第63条 条例第56条の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書(第32号様式)によるものとする。

第64条を削る。

第65条第1項中「的確」を「適確」に改め、同項第1号中「第45条第1項」を「第48条第1項」に改め、同項第2号中「第57条」を「第56条」に改め、同項第3号中「第58条」を「第57条」に改め、同項第4号中「第52条」を「第57条」に改め、同条を第64条とし、同条の次に次の1条を加える。

(売買仕切書又は売買仕切金の送付期日)

第65条 条例第57条第1項に規定する売買仕切書を送付しなければならない期日は、卸売をした当日とする

2 条例第57条第1項に規定する売買仕切金を送付しなければならない期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 卸売をした日から起算して3日以内
- (2) 水産物部 卸売をした日から起算して7日以内
- (3) 花き部 卸売をした日から起算して15日以内

第66条を次のように改める。

(売買仕切金の支払方法)

第66条 条例第57条第1項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。

第89条を第91条とする。

第88条第1項第1号中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第2号中「第5条第1項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に改め、同項第4号中「仲卸業者、売買参加者」を「卸売業者、仲卸業者」に改め、同項第5号中「仲卸業者」を「卸売業者、仲卸業者」に、「又は事業」を「若しくは事業」に改め、同項第6号中「仲卸しの業務」を「卸売の業務、仲卸しの業務」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 条例第20条第1項の規定によりせり人の名簿が提出されたとき。

第88条第1項第8号中「第68条」を「第72条」に改め、同条第2項中「第49条第3項」を「第51条第3項」に改め、同条を第90条とする。

第87条中「第66条第3項」を「第70条第3項」に、「第35号様式」を「第34号様式」に改め、同条を第89条とする。

第6章中第86条を第88条とし、第82条から第85条までを2条ずつ繰り下げる。

第81条中「第64条第3項」を「第68条第3項」に改め、同条を第82条とし、第5章中同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免申請)

第83条 条例第69条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

第80条第1項中「別表第5」を「別表」に改め、同条第2項中「第64条第5項」を「第68条第5項」に改め、同条を第81条とする。

第79条を削る。

第78条第1項中「第64条第2項に掲げる」を「第68条第2項の」に改め、同条第2項及び第3項中「第64条第2項第2号に掲げる利用料金」を「第68条第2項の利用料金(条例別表に掲げる卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金を除く。)」に改め、同条を第80条とする。

第77条を第79条とする。

第76条中「第61条」を「第65条」に改め、同条を第78条とする。

第75条を第77条とする。

第74条中「第60条第1項ただし書」を「第64条第1項ただし書」に改め、同条を第76条とする。

第73条中「第59条第2項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に改め、同条を第75条とする。

第72条中「第58条第1項」を「第62条第1項」に改め、同条を第74条とする。

第71条第1項中「第58条第3項」を「第62条第3項」に改め、同条第3項中「第58条第2項」を「第62条第2項」に改め、同条を第73条とする。

第70条中「第57条第2項」を「第61条第2項」に改め、第4章中同条を第72条とする。

第69条中「第57条第1項第1号」を「第61条第1項第1号」に改め、同条を第71条とする。

第68条第1項中「第56条第1項ただし書」を「第60条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「第56条第1項ただし書」を「第60条第1項ただし書」に、「第34号様式」を「第33号様式」に改め、第3章中同条を第70条とする。  
第67条を第69条とする。

第66条の次に次の2条を加える。

(買受代金の支払期日)

第67条 条例第59条第1項に規定する出荷者等から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりする。

- (1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内
- (2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して7日以内
- (3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内

2 条例第59条第1項に規定する卸売業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりする。

- (1) 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内
- (2) 水産物部 物品を買い受けた日から起算して5日以内
- (3) 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内

3 条例第59条第1項に規定する仲卸業者から買い受けた物品の代金の支払期日は、物品を買い受けた当日とする。

(買受代金の支払方法)

第68条 条例第59条第2項の規則で定める方法は、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。

別表中「(第3条関係)」を「(第8条関係)」に改める。  
様式目次を次のように改める。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	指定管理者指定書	第6条
2	卸売業務許可申請書	第10条第1項
3	卸売業務許可証	第11条第1項
4	許可外部類物品取扱承認申請書	第12条第1項 第23条第1項
5	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書	第15条第1項
6	卸売業者の合併認可申請書	第15条第2項
7	卸売業者の分割認可申請書	第15条第2項
8	卸売業者名称変更等届出書	第16条
9	せり人の名簿	第17条
10	せり人章	第18条
11	卸売の代行承認申請書	第19条第1項
12	仲卸業務許可申請書	第21条第1項
13	仲卸業務許可証	第22条第1項

14	売買参加章	第25条第1項 第34条第1項
15	売買参加補助章	第25条第2項 第34条第2項
16	仲卸業者(関連事業者)の営業等の譲渡し及び譲受け認可申請書	第27条第1項 第41条第1項
17	仲卸業者(関連事業者)の合併認可申請書	第27条第2項 第41条第2項
18	仲卸業者(関連事業者)の分割認可申請書	第27条第2項 第41条第2項
19	仲卸業務(関連事業業務)相続認可申請書	第28条第1項 第42条第1項
20	仲卸業者(関連事業者)名称変更等届出書	第30条第1項 第44条第1項
21	仲卸業者(関連事業者)死亡(解散)届出書	第30条第2項 第44条第2項
22	仲卸業者(関連事業者)営業報告書	第31条第1項 第45条第2項
23	売買参加者届出書	第33条第1項
24	売買参加者記載事項変更等届出書	第35条
25	関連事業業務許可申請書	第38条第1項
26	関連事業業務許可証	第39条第1項
27	入札票	第50条第1項
28	受託契約約款(変更)届出書	第54条第1項
29	市況等に関する月例報告書	第61条第4項
30	仲卸業者販売金額等月例報告書	第61条第5項
31	関連事業者業務実績月例報告書	第61条第6項
32	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書	第63条
33	販売後の受託物品確認証明申請書兼証明書	第70条第2項
34	検査職員の身分証明書	第89条

第1号様式中「第2条の5」を「第6条」に改める。

第8号様式から第15号様式までを削る。

第7号様式を第15号様式とする。

第6号様式を第14号様式とする。

第2号様式から第5号様式までを削る。

第1号様式の2を第10号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

## 第 1 1 号様式

## 卸売の代行承認申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
名 称..... 印

川崎市地方卸売市場業務条例第22条の規定により、卸売の代行をさせる者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名又は名称

住 所

取扱品目の部類

.....部

理 由

## 主な取扱物品の産地及び仕入先市場

取 扱 品 目

産 地

仕入先市場

第 1 2 号様式

仲卸業務許可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第24条第1項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
仲卸しの業務を行う 取扱品目の部類	.....部
取 扱 品 目	

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の名の欄は記入しないでください。

第13号様式

## 仲卸業務許可証

川崎市指令 第.....号

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....様

.....年.....月.....日付けで申請のあった川崎市地方卸売市場南部市場.....部における仲卸しの業務については、川崎市地方卸売市場業務条例第24条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

## 条 件

売買参加章番号は.....とします。

第1号様式の次に次の8様式を加える。

第2号様式

卸売業務許可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第10条第1項の規定により、卸売の業務の許可を受けた  
いので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
卸売の業務を行う 取扱品目の部類	.....部
取 扱 品 目	

第3号様式

卸売業務許可証

川崎市指令 第.....号

住 所.....

商 号.....

名 称.....様

.....年.....月.....日付けで申請のあった川崎市地方卸売市場南部市場.....部における卸売の業務については、川崎市地方卸売市場業務条例第10条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

条 件

第4号様式

許可外部類物品取扱承認申請書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(宛先) 川崎市長

住 所\_\_\_\_\_

商 号\_\_\_\_\_

氏名又は名称\_\_\_\_\_印

川崎市地方卸売市場業務条例第10条第5項(第24条第5項)の規定により、許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取扱うことについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

承認申請者	<input type="checkbox"/> 卸売業者 <input type="checkbox"/> 仲卸業者
当該許可に係る取扱品目の部類	
承認を受けたい取扱品目の部類	
出荷者等	
物品名	
入荷見込数量[単位]	_____ [_____] (1日当たり_____ [_____] )
取扱期間	_____年____月____日_____から_____年____月____日
必要とする理由	
備考	

## 第5号様式

卸売業者の事業の譲渡し及び  
譲受け認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

譲渡人住所.....

商 号.....

名 称.....印

譲受人住所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第17条第1項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

譲渡する事業に係る取扱品目の部類	.....部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	・ ・
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
備 考	

第6号様式

卸売業者の合併認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第17条第2項の規定により、卸売業者の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
合 併 の 方 法 及 び 条 件	
合 併 の 予 定 年 月 日	. . .
合 併 を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

## 第7号様式

## 卸売業者の分割認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第17条第2項の規定により、卸売業者の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

分割後業務を承継する法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	.....
分割を必要とする理由	
備 考	

第8号様式

卸売業者名称変更等届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第18条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止	年 月 日 .....・.....・.....	理 由	
	<input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止			
		新	旧	
名 称				
住 所				
商 号				
資 本 金 又 出 資 の 額				
役 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名

注 該当する事項のみを記入してください。



第16号様式から第34号様式までを次のように改める。

第 1 6 号 様 式

仲卸業者（関連事業者）の営業  
等の譲渡し及び譲受け認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

譲渡人住所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

譲受人住所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第28条第1項(第39条において準用する第28条)の  
規定により、仲卸業者(関連事業者)の営業等の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、  
関係書類を添えて、次のとおり申請します。

譲渡する営業等に係る取扱品目の部類	.....部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	・ ・
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
備 考	

第17号様式

仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第28条第2項（第39条において準用する第28条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
合 併 の 方 法 及 び 条 件	
合 併 の 予 定 年 月 日	.....
合 併 を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

第18号様式

仲卸業者（関連事業者）の分割認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第28条第2項（第39条において準用する第28条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

分割後業務を承継する 法人の住所、商号及び名称	住 所..... 商 号..... 名 称.....
取 扱 品 目 の 部 類	.....部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	. . . . .
分割を必要とする理由	
備 考	

第19号様式

仲卸業務（関連事業業務）相続認可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

氏 名.....印

(被相続人との続柄) .....

川崎市地方卸売市場業務条例第29条第1項(第39条において準用する第29条)の規定により、仲卸しの業務(関連事業の業務)の相続の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

被 相 続 人 氏 名	
被 相 続 人 住 所	
引き続き営もうとする取扱品目の部類	.....部
業 務 開 始 の 予 定 年 月 日	・ ・
相 続 開 始 の 年 月 日	・ ・

備 考

第20号様式

仲卸業者（関連事業者）名称変更等届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第30条第1項(第39条において準用する第30条)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	年月日 .    .    .		理由	
		新		旧	
氏名又は名称					
住 所					
商 号					
法 人 の 場 合	資本金又は 出 資 の 額				
	役 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名

注 該当する事項のみを記入してください。

第21号様式

仲卸業者（関連事業者）  
死亡（解散）届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

相続人又は清算人.....印

仲卸業者（関連事業者）が死亡（解散）したので、川崎市地方卸売市場業務条例第30条第2項（第39条において準用する第30条第2項）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏 名 又 は 名 称	
住 所	
理 由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 解散
死亡又は解散の年月日	.....

第22号様式

仲卸業者（関連事業者）営業報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

川崎市地方卸売市場南部市場\_\_\_\_\_部  
住 所\_\_\_\_\_。  
商 号\_\_\_\_\_。  
氏名又は名称\_\_\_\_\_印

川崎市地方卸売市場業務条例第31条の規定により\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までの営業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意)

仲卸しの業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

総会の定時・臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記してください。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意)

株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載してください。

なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担（借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等）、大口の債権の設定及び大口の投資等をいいます。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織

(記載上の注意)

組織図（取締役、監査役等の別を付記してください。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記してください。

なお、組織の変更があつた場合には、変更の内容、変更した年月日、変更の理由等を付記してください。

(2) 役員 の 略 歴 及 び 持 株 数 又 は 出 資 口 数

.....年.....月.....日現在

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	持株数又は 出資口数

(3) 役員及び従業員 の 状 況

区 分		人 数	平均年齢	平均勤続年数	
役 員	常 勤	人	歳	年	
	非 常 勤				
	小 計				
従 業 員	営 業 関 係	仲 卸 し の 業 務			
		兼 業 業 務			
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時従業員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

- 1 従業員との兼務役員は、役員 の 項 に 記 載 し て く だ さ い。
- 2 臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。

(4) 株主構成

区 分	役 員	従 業 員	売 買 参 加 者 及 び 買 出 人	そ の 他	合 計
株 主 数					
所有株式数					
所有株式数 の 割 合	%	%	%	%	100. 0%

大口株主の名簿 (上位10位まで)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	所有株式数 の 割 合
			%
合 計			

(記載上の注意)

株式会社以外の団体については、「株主」とあるのは「出資者」と、「所有株式数」とあるのは「出資口数」と読み替えて記載してください。

## 4 仲卸しの業務の状況

## (1) 仲卸しの業務に係る取扱高及び売上損益

区 分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸しの業務合計	
	金額	卸買受分 販売損益	金額	直荷引 販売損益	金額	売上 総利益 (損失)
当期合計 (A)	円	円	円	円	円	円
前年同期 (B)						
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%
合計						

## (2) 販売代金の回収状況

区 分	前期末 残高 (A)	当期末 残高 (B)	合 計 (C)	平均残高 (C×1 /2)	平 均 回 転 数	平均回収 日 数
売 掛 金	円	円	円	円	回	日
受 取 手 形						
合 計						

(記載上の注意)

平均回転数及び平均回収日数は、次により算出してください。

平均回転数 =  $M \times 1 / N$

Mは、当期の仲卸しの業務に係る売上高

Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高

平均回収日数 =  $L \times 1 / Q$

Lは、当該事業年度の日数

Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

## (3) 販売先別割合

区 分	一 般 小 売 店	大 規 模 小 売 店	地 方 業 者	そ の 他 小 売 店	合 計
川 崎 市 内	%	%	%	%	%
川 崎 市 外					
合 計					100.0%

(記載上の注意)

- 1 大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
- 2 地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
- 3 その他小売店は、料理飲食店(料理屋・すし屋・食堂・レストラン)、旅館、ホテル等をいいます。

5 兼業業務等の概況

(1) 兼業業務の概況

業 務 の 内 容	業務実施の場所	売 上 高	兼業業務利益(損失)
		円	円

(2) 他の法人に対する支配関係の概要

法 人 の 名 称	所 在 地	事 業 の 内 容	事 年 業 度	資 本 金	売 上 高	税 引 後 当 期 利 益 ( 損 失 )	利 益 当 配
				円	円	円	円 (%)

第2 貸借対照表及び損益計算書の内訳

1 回収遅延売掛金明細表(仲卸しの業務)

相 手 方		当期末残高		備 考
住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	発 生 年 月 日	金 額	
			円	
合 計				

(記載上の注意)

契約期限より30日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の1,000分の1を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

2 在庫商品明細表

業 務 の 種 類	商 品 名	数 量	金 額	仕 入 年 月 日	備 考
仲卸しの業務		キログラム	円		
	小 計				
兼 業 業 務					
合 計					

(記載上の注意)

1 商品名の欄には、当期末在庫高が当期末総在庫高に占める割合が10分の1以上の商品について、その商品ごとに記載し、その他の在庫商品については、その他として記載してください。

2 仕入年月日の欄には、商品ごとに最初に仕入れた年月日及び最後に仕入れた年月日を記載してください。

3 短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務の種類	科目	貸付先		貸付条件				当期末残高
		氏名又は名称	貸付先との関係	用途	利率	期間	担保	
仲卸しの業務	短貸付金				%			円
	小計							
	長貸付金							
	小計							
	計							
兼業業務	短貸付金							
	小計							
	長貸付金							
	小計							
	計							
合	計							

(記載上の注意)

貸付先との関係の欄には、仲卸しの業務の役員、従業員、販売先、仕入先、親会社及び支配関係を持っている法人等を記載してください。

なお、この場合従業員に対する貸付金については、一括して記載してください。

4 短期借入金及び長期借入金明細表

科目	借入先	種類	借入条件			用途	当期末残高	借入先との関係
			利率	期間	担保			
短期借入金			%				円	
	合計							
長期借入金								
	合計							

(記載上の注意)

種類の欄には、証書借入、手形借入、当座借越等の区分を記載してください。

## 5 減価償却費明細表

業務の種類	科目	資産の 取得 原価	当 期 償却額	償却額 累 計	資産の 残 未 高	償 却 方 法	償 却 範 囲 額 に 対 す る 額		備 考
							過 不 足 額	過 不 足 額	
		円	円	円	円		円	円	
仲卸しの業務	小計								
兼業業務	小計								
合 計									

(記載上の注意)

- 1 兼業業務の項は、各業務ごとに区分して記載してください。
- 2 売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

第 2 3 号様式

売買参加者届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第32条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

店 舗 等 の 住 所	
売買参加を行う取扱品目 の 部 類	.....部
常時売買に参加する者 の 氏 名	

注 卸売業者の推薦書を添付してください。

## 第24号様式

## 売買参加者記載事項変更等届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第32条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更又は廃止年月日	. . . . .	
	新	旧
住 所		
商 号		
氏 名 又 は 名 称		
店 舗 等 の 住 所		
売 買 参 加 を 行 う 取 扱 品 目 の 部 類	.....部	.....部
常 時 売 買 に 参 加 す る 者 の 氏 名		
売 買 参 加 の 廃 止	理由	
備 考		

注(1) 該当する事項のみを記入してください。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく返還してください。

第25号様式

関連事業業務許可申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第33条第1項の規定により、第.....種関連事業の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
関連事業の種類及びその内容	<p>第1種関連事業</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第6条第1項各号の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 保管の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 貯蔵の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 包装資材販売業</p> <p><input type="checkbox"/> 調理道具販売業</p> <p><input type="checkbox"/> 花き資材販売業</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
	<p>第2種関連事業</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食店営業</p> <p><input type="checkbox"/> 理容業</p> <p><input type="checkbox"/> 銀行業</p> <p><input type="checkbox"/> 容器回収業</p> <p><input type="checkbox"/> たばこ小売業</p> <p><input type="checkbox"/> 衣料品販売業</p> <p><input type="checkbox"/> 履物販売業</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品販売業</p> <p><input type="checkbox"/> 化粧品販売業</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

第26号様式

関連事業業務許可証

川崎市指令 第.....号

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....様

.....年.....月.....日付けで申請のあった川崎市地方卸売市場南部市場における第.....種関連事業の業務については、川崎市地方卸売市場業務条例第33条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

条 件

第27号様式

入 札 票

.....年.....月.....日

卸売業者.....様

売買参加章番号.....

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第50条第1項の規定により、次のとおり入札します。

入 札 金 額	.....円
品 名 及 び 荷 印	
数 量	
備 考	

第28号様式

受託契約約款(変更)届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例第45条第1項の規定により、受託契約約款を定めた(変更した)ので、別紙のとおり届け出ます。

第29号様式

市況等に関する月例報告書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
名 称.....

川崎市地方卸売市場業務条例第52条第3項の規定により、卸売をした物品の市況、数量及び卸売金額を次のとおり報告します。

1 市況の概要

卸売物品の種類	市況の概況

2 主要品目の市況の概要

主要品目	市況の概況

3 卸売実績

(1) 卸売先別の数量及び卸売金額

	仲卸業者	売買参加者	自己買受	合計
数量(トン)				
卸売金額(千円)				

(2) 売買取引方法別の数量及び卸売金額

	せり売	入札	相対取引		合計
			商物一致取引	商物分離取引	
数量(トン)					
卸売金額(千円)					

(3) 受託品及び買付品別の数量及び卸売金額

種類	品名	数量(トン)			卸売金額(千円)			備考
		受託品	買付品	合計	受託品	買付品	合計	
	小計							
	小計							
	合計							

第30号様式

仲卸業者販売金額等月例報告書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....

川崎市地方卸売市場業務条例第52条第4項の規定により、次のとおり報告します。

種 類	卸 売 業 者 か ら の 買 受 物 品 等 販 売 高		卸 売 業 者 以 外 か ら の 買 受 物 品 等 販 売 高		合 計	
	数 量	金 額 (円)	数 量	金 額 (円)	数 量	金 額 (円)
合 計						
前 年 同 期						
前 年 同 期 比	%	%	%	%	%	%

第31号様式

関連事業者業務実績月例報告書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....

川崎市地方卸売市場業務条例第52条第5項の規定により、次のとおり報告します。

品 名 等	数 量	金 額 (円)	備 考
合 計			

第32号様式

卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書 (.....月分)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....

商 号.....

氏名又は名称.....

当市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売したので、川崎市地方卸売市場業務条例第56条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	品 名	数 量	仕入金額 (円)	販売金額 (円)	備 考
買入 物品					
		小 計			
受託 物品					
		小 計			
合 計					

第33号様式

販売後の受託物品確認証明申請書兼証明書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所.....  
商 号.....  
名 称.....印

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第70条第2項の規定により、次のとおり証明書の交付を申請します。

委 託 者 名		品 名	
荷 姿		入 荷 数 量	
等 級		数 量	
単 価		販 売 金 額	
変 更 後 単 価		変 更 後 金 額	
事 故 内 容			
出 荷 日	.....年.....月.....日		
到 着 日 時	.....月.....日 午 前 後 .....時.....分		
販 売 日 時	.....月.....日 午 前 後 .....時.....分		
検 査 日 時	.....月.....日 午 前 後 .....時.....分		

川崎市証明.....第.....号

川崎市地方卸売市場業務条例第60条第1項ただし書の規定による確認の結果、上記のとおり相違ないことを証明します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

第34号様式

(表)

検査職員の身分証明書

第.....号

職及び氏名.....

.....年.....月.....日生

上記の者は、川崎市地方卸売市場業務条例第70条第1項及び第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。



.....年.....月.....日

川崎市長.....印

(裏)

川崎市地方卸売市場業務条例 (抜粋)

第70条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、施設利用者に対し、その指定又は許可を受けた市場施設の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に施設利用者が利用する市場施設に立ち入り、その利用状況を検査させることができる。

第35号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第44号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1高石の項中「226」を「202」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月18日から施行する。

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第45号

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

「 産業振興部 」  
を

「 産業振興部  
(1)川崎じもと応援券に関する事。」  
に改める。

第7条の表中

「 総務部 」  
を

「 総務部  
(1)特別定額給付金に関する事。」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 川崎市告示第254号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年4月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
  - (1) 個人情報ファイル（新規）
 

ア 市 長	7 件
-------	-----
  - (2) 個人情報ファイル（変更）
 

ア 市 長	1 件
-------	-----
- 2 届出書  
別紙のとおり（省略）

#### 川崎市告示第255号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年4月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
  - (1) 外部提供
 

ア 市 長	4 件
イ 病院事業管理者	2 件
ウ 消 防 長	1 件
エ 教育委員会	1 件
- 2 届出書  
別紙のとおり（省略）

#### 川崎市告示第256号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年5月1日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	北村 隆信	北村クリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺メディカル1F
変更後		堀野メディカルクリニック	
変更前	宮沢 啓貴	わかば子供クリニック	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1F
変更後		わかばこどもクリニック	
変更前	北川 博昭	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1
変更後	大坪 毅人		
変更前	鈴木 通博	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37
変更後	長島 悟郎		
変更前	田島 廣之	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-396
変更後	谷合 信彦		

川崎市告示第257号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年5月1日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
郷田 素彦	市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1
野矢 三樹	きつとスマイルこどもクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6

川崎市告示第258号

令和2年第3回川崎市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年5月1日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 令和2年5月13日(水曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 令和2年度川崎市一般会計補正予算

川崎市告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第263号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第264号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第265号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第266号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第267号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第268号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、富士見公園における、次に掲げる使用料の収納事務を委託したので告示します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市中区宮内4丁目1番2号

公益財団法人 川崎市スポーツ協会

会長 中山 紳一

2 委託事務

富士見公園内相撲場の使用料の収納事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
ただし、休場日は除く。

川崎市告示第269号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宿河原第291号線	川崎市多摩区宿河原2丁目385番5先 川崎市多摩区宿河原2丁目385番5先	2.42	3.00	
新	宿河原第291号線	川崎市多摩区宿河原2丁目382番6先 川崎市多摩区宿河原2丁目382番6先	2.42	3.00	隅きり部

川崎市告示第270号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
宿河原第291号線	川崎市多摩区宿河原2丁目382番6先 川崎市多摩区宿河原2丁目382番6先	隅きり部

川崎市告示第271号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅馬場第22号線	川崎市多摩区菅馬場1丁目3820番6先 川崎市多摩区菅馬場1丁目3820番6先	5.00	30.53	
新	菅馬場第22号線	川崎市多摩区菅馬場1丁目3819番先 川崎市多摩区菅馬場1丁目3819番先	6.00	30.53	

川崎市告示第272号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅馬場第22号線	川崎市多摩区菅馬場1丁目3819番先 川崎市多摩区菅馬場1丁目3819番先	

川崎市告示第273号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

## 道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東百合丘第95号線	川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番1先	1.82	24.73	
		川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番1先			
新	東百合丘第95号線	川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番3先	2.99	24.73	隅きりを含む
		川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番3先	3.24		

## 川崎市告示第274号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

## 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
東百合丘第95号線	川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番3先	隅きりを含む
	川崎市麻生区東百合丘2丁目7278番3先	

## 川崎市告示第275号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

## 道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第284号線	川崎市麻生区上麻生7丁目187番1先	2.73	8.98	
		川崎市麻生区上麻生7丁目187番1先			
新	上麻生第284号線	川崎市麻生区上麻生7丁目187番36先	4.00	8.98	
		川崎市麻生区上麻生7丁目187番36先			

## 川崎市告示第276号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月14日から令和2年5月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田紀彦

## 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生第284号線	川崎市麻生区上麻生7丁目187番36先	
	川崎市麻生区上麻生7丁目187番36先	

## 川崎市告示第277号

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

## 1 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構

## 2 委託する事務の種類

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料徴収及び収納事務委託

## 3 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第278号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
堀 秀之	すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2
野中 勇志	椿クリニック	川崎市高津区下作延 2-4-6 溝口鈴木歯科ビル2階

川崎市告示第279号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	廣澤 彰	ヒロクリニック	川崎市中原区小杉御殿町2-53-3小杉スカイビル2F
変更後			川崎市中原区新丸子東1-826新丸子東ロビル1F

川崎市告示第280号

川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
所在地 : 東京都目黒区東山1丁目5番4号  
KDX中目黒ビル6階  
名称 : アクティオ株式会社
- 委託する事務の種類  
川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第281号

小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、小黒恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
所在地 : 川崎市中原区井田杉山町24-8  
名称 : 特定非営利活動法人アクト川崎
- 委託する事務の種類  
小黒恵子童謡歌集の頒布代金の収納事務
- 委託する期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公 告

川崎市公告第375号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年4月30日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区菅三丁目546番1  
ほか6筆の一部  
924平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市多摩区菅三丁目2番1号  
田代 ミツ
- 予定建築物の用途  
保育所、共同住宅  
計画戸数: 25戸
- 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年3月19日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第130号

川崎市公告第376号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次の者を懲戒処分としましたが、所在を知ることができないため職員の懲戒の手續及び効果に関する規則第2条第2項の規定により

公告します。

令和2年5月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

被処分者所属	被処分者職・氏名	処分の種類	処分効力発生日
麻生区役所 区民サービス部 保険年金課	事務職員 宮本 尚英	免職	令和2年5月16日

**川崎市公告第377号**

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
川崎ダイスビル  
川崎市川崎区駅前本町8番、9番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社菱屋商店  
代表取締役 村上 禎男  
川崎市川崎区駅前本町8番12  
他7者
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住 所
有限会社 花尚	代表取締役 小柴 尚文	神奈川県川崎市川崎区 駅前本町8番12号
—	—	—

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住 所
有限会社 花尚	代表取締役 小柴 尚文	神奈川県川崎市川崎区 駅前本町8番12号
HOYA 株式会社	代表取締役 鈴木 洋	東京都新宿区六丁目 10番1号
桑高 公子		神奈川県横浜市金沢区 東朝比奈1-50-11

他計19者

- 4 変更の年月日  
令和2年4月1日
- 5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

- 6 届出の年月日  
令和2年4月28日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和2年5月1日から令和2年9月1日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年9月1日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

**川崎市公告第378号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年5月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区宮崎三丁目3番3  
ほか1筆の一部  
2,026平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区飯田橋3-3-7  
セントラル総合開発 株式会社  
代表取締役 田中 洋一  
東京都中央区銀座6-2-1  
三信任建 株式会社  
代表取締役 信田 博幸
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数：43戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年2月5日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第146号  
平成30年6月29日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第45号（変更）  
平成30年7月31日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第68号（変更）  
令和2年4月14日

川崎市指令 ま宅審(イ)第2号(変更)

川崎市公告第379号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月7日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生休日急患診療所昇降機設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番3号
	履行期限	契約の日から令和2年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月3日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	港湾振興会館テニスコート照明改修その2工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島38番地1
	履行期限	契約の日から令和2年12月22日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和2年5月25日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	高津小学校ほか3校給食室食器洗浄機改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口4丁目19番1号ほか3校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年9月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年5月29日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第380号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前平小学校わくわくプラザ倉庫棟賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市宮前区宮前平3丁目14-1 宮前平小学校内
- (3) 賃借期間 令和3年1月4日から令和7年3月31日
- (4) 概 要 詳細は仕様書によります。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「仮設ハウス」に記載されており、かつBもしくはAの等級に格付けされていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 本市又は他官公庁等において、賃貸借に関する本件類似の契約実績(元請に限る)を平成27年4月1日以降に有し、すべてを誠実に履行していること。
- 3 入札参加申込書の提出
- この入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加申込書を提出してください(入札参加資格を証する

書類(契約書の写し等)を添付してください。

(1) 入札説明書等の配布

入札説明書は川崎市のホームページからダウンロードできます(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))の「入札公表」の中にあります。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を配布します。

(2) 提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室 施設整備・企画担当  
電話 044-200-1988(直通)

FAX 044-200-3931

電子メール: 45sien@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和2年5月11日(月)午前8時30分から令和2年5月20日(水)午後5時までとします。

(4) 提出方法

書留郵便による郵送のみとします(締切日時必着)。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認めた者には、令和2年5月25日(月)までに、確認通知書を交付します。資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

5 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

質問の受付は電子メールのみとします。電話・来庁等による質問は受付しません。

(2) 質問受付期間

令和2年5月20日(水)午前8時30分から令和2年5月27日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールのみとします。

電子メールアドレス: 45sien@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

ア 回答日

令和2年6月1日(月)

イ 回答方法

確認通知書の交付を受けた者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を電子メールにて送付します。なお、回答後の再質問は受付

しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、月額賃貸借料ではなく、契約金総額(税抜)で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して郵送してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、この金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額を契約金額とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法

書留郵便による郵送のみとします(書留郵便による郵送以外は無効となります)。

ア 提出締切日 令和2年6月15日(月)必着

イ 入札書の提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎14階こども未来局

青少年支援室施設整備・企画担当

(3) 開札の日時

ア 開札日時 令和2年6月17日(水) 10時00分

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 開札結果の連絡方法

令和2年6月17日(水)に、確認通知書の交付を受けた者に、電子メールにて開札結果を送付いたします。また、翌日以降に、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

## 8 契約の手続き等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は契約金額の10%を納入しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 一般競争入札参加申込書及び質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第381号

## 入 札 公 告

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 還元気化水銀測定装置一式賃貸借

(2) 履行場所 川崎市環境総合研究所  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間 令和2年10月1日から令和9年9月30日まで

## 2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去5年間に、本市又は他官公庁において同規模

の賃貸借契約の実績があること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所地域環境・公害監視課

担当 武部

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

E-mail [30sotii@city.kawasaki.jp](mailto:30sotii@city.kawasaki.jp)

## (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月20日(水)まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土、日曜日・祝日は除く。)

## (3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

## (4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄にある「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月28日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

## (1) 交付日

令和2年5月28日(木)午前9時～正午及び午後1時～午後5時

## (2) 場所

上記3(1)に同じ

## 5 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

3(1)に同じ

## (2) 問合せ期間

令和2年5月28日(木)午前9時から令和2年6月8日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXに送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月11日(木)までに、全参加者あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

令和2年6月24日(水)10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第382号

入札公告

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 水蒸気蒸留装置一式賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市環境総合研究所  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階
- (3) 履行期間 令和2年11月1日から令和9年10月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この物品を契約締結後、確実に納入することができること。
- (5) 過去5年間に、本市又は他官公庁において同規模

の賃貸借契約の実績があること。

- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所地域環境・公害監視課  
担当 武部  
郵便番号 210-0821  
住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階  
電 話 044-276-9096  
F A X 044-288-3156  
E-mail [30sotii@city.kawasaki.jp](mailto:30sotii@city.kawasaki.jp)

- (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月20日(水)まで  
午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土、日曜日・祝日は除く。)

- (3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書  
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し  
ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

- (4) 提出方法

持参に限ります。  
提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄にある「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。  
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- 4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月28日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日

令和2年5月28日(木)午前9時～正午及び午後1時～午後5時

- (2) 場所

上記3(1)に同じ

- 5 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)に同じ

- (2) 問合せ期間

令和2年5月28日(木)午前9時から令和2年6月8日(月)午後5時まで

- (3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXに送付してください。

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月11日(木)までに、全参加者あてに電子メール又はFAXにて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札手続等

- (1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

- ア 入札書の提出日時

令和2年6月24日(水)10時30分

- イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

- (2) 入札保証金

免除とします

- (3) 開札の日時

7(1)アに同じ

- (4) 開札の場所

7(1)イに同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

免除とします。

- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第383号

入札公告

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和2年度川崎市ダイオキシン類対策調査業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市内(大師測定局他計28か所)
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和3年3月23日(火)まで
- (4) 業務概要  
ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づいた環境中のダイオキシン類濃度測定及び同法第34条に基づいた排ガス・排水中のダイオキシン類濃度測定

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委

託有資格業者名簿の業種「調査・測定」・種目「計量証明」に登録されていること。

- (4) 過去3年以内に、本市又は他官公庁において類似の委託業務契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 入札期日において、計量法特定計量証明事業者認定制度(MLAP)のダイオキシン類の濃度の計量証明事業に係る全ての認定の区分において、認定を受けていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出並びに仕様書の閲覧

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 閲覧・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎17階  
川崎市環境局環境対策部大気環境課  
担当：佐藤、坂本  
電話：044-200-2516  
FAX：044-200-3922  
E-mail：[30taiki@city.kawasaki.jp](mailto:30taiki@city.kawasaki.jp)

(2) 配布・閲覧・提出期間

ア 配布・閲覧・提出日

令和2年5月11日(月)から令和2年5月18日(月)まで(土・日曜日を除く)

イ 配布・閲覧・提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し
- ウ 上記2(5)を確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書及び入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 仕様書の配布

上記3(2)の期間中に3(3)を提出した者に、3(1)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競

争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに  
令和2年5月22日(金)までに送付します。

#### 6 仕様・入札に関する問い合わせ

##### (1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

##### (2) 受付期間

令和2年5月25日(月)から令和2年5月28日  
(木)午後5時まで

##### (3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」  
の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)にあるFAX  
又は電子メールアドレスあて送付してください。

##### (4) 回答方法

質問があった場合、令和2年6月1日(月)まで  
に、当該競争入札参加資格を有する全ての者に、電  
子メール又はFAXにて質問内容及びその回答を送  
付します。なお、原則、受付期間を過ぎて出された  
問い合わせには回答しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のい  
ずれかに該当するときは、この入札に参加することが  
できません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満  
たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の  
記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札金額

税抜きの総額で行います。なお、契約金額は入札  
金額に100分の10に相当する額を加算した金額とし  
ます。

##### (2) 入札・開札の日時

令和2年6月4日(木)午後2時00分

##### (3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

##### (4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

##### (5) 入札保証金

免除とします

##### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格  
をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格  
をもって入札を行った者を落札者とします。

##### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
は、これを無効とします。

#### 9 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規  
則第33号各号のいずれかに該当する場合は免除とし  
ます。

##### (2) 前払金

否

##### (3) 契約書作成の要否

必要とします。

#### 10 入札及び契約条項等の閲覧

川崎市競争入札参加者心得及び川崎市契約規則  
等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ  
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において  
閲覧することができます。

#### 11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎  
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め  
るところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで  
す。

#### 川崎市公告第384号

##### 入 札 公 告

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 入札件名

イオンクロマトグラフ分析装置賃貸借及び保守

##### (2) 履行場所

川崎市環境総合研究所  
川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

##### (3) 履行期間

令和2年10月1日から令和9年9月30日まで

##### (4) 調達物品の概要

仕様書のとおり

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等

有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

### 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階  
川崎市環境総合研究所  
地域環境・公害監視課 福永

電話 044-276-9096

FAX 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

##### ア 配布・提出日

令和2年5月11日(月)から令和2年5月20日(水)まで(閉庁日を除く)

##### イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (3) 提出書類

##### ア 競争入札参加申込書

##### イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

##### ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

#### (4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

#### (5) 競争入札参加申込書及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、

3(1)の場所で配布します。

### 4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月29日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、次の公布日、場所に直接受取りに来るようお願いします。

#### (1) 交付日

令和2年5月29日(金)午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 場所

上記3(1)に同じ。

### 5 仕様・入札に関する問合せ

#### (1) 問合せ先

3(1)に同じ

#### (2) 問合せ期間

令和2年5月29日(金)から令和2年6月9日(火)午後5時まで

#### (3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

#### (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月12日(金)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

### 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

##### ア 入札書の提出日時

令和2年6月24日(水)午後1時00分

##### イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

#### (2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第385号

入 札 公 告

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

EDX付電子顕微鏡装置一式賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間

令和2年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境総合研究所

地域環境・公害監視課 山田

電 話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

ア 配布・提出日

令和2年5月11日(月)から令和2年5月20日(水)まで(閉庁日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさ

き」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(5) 競争入札参加申込書及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月29日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、次の公布日、場所に直接受取りに来ようお願いします。

(1) 交付日

令和2年5月29日(金)午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和2年5月29日(金)から令和2年6月9日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月12日(金)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

令和2年6月24日(水)午後2時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるもの

とし、補償額は協議して定めるものとします。

### 川崎市公告第386号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 トイレ改修工事に伴う仕上塗材成分分析調査業務委託（南加瀬小学校ほか31校）
- (2) 履行場所 川崎市立南加瀬小学校（幸区南加瀬4丁目24-1）ほか31校
- (3) 履行期間 令和2年7月31日（金）まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」に登録されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) 公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業のAランク若しくはBランクの認定分析技術者、又はアスベスト偏光顕微鏡実技研修エキスパートコース修了者若しくはアスベスト偏光顕微鏡インストラクターが所属していること。

#### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当  
電話：044-200-3319
- (2) 配布・提出期間  
令和2年5月11日（月）～令和2年5月15日（金）  
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）
- (3) 提出書類  
ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)に示した資格者証等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

#### (4) 提出方法

持参、もしくは郵送。

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を5月18日（月）までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

#### 5 仕様書等に関する質問・回答

##### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

##### ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

##### イ 質問書の配布・提出期間

令和2年5月18日（月）～令和2年5月20日（水）

##### ウ 質問書の提出方法

持参、もしくは郵送

##### (2) 回答

##### ア 回答日

令和2年5月22日（金）

##### イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

#### 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の総額で行います。入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載し

た封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当

(3) 入札書の受付期間

令和2年5月26日(火)から令和2年5月28日(木)午前10時まで  
午前9時から正午、午後1時から午後5時(5月28日は午前9時から10時まで)

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送

(5) 入札保証金

免除

(6) 開札の日時・場所

令和2年5月28日(木)午前10時  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査をおこなうことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) その他

開札結果は後日、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」にて公表します。

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第387号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校舎改修工事に伴う仕上塗材成分分析調査業務委託(下小田中小学校ほか4校)
- (2) 履行場所 川崎市立下小田中小学校(中原区下小田中3丁目35-1)ほか4校
- (3) 履行期間 令和2年7月31日(金)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」に登載されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) 公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業のAランク若しくはBランクの認定分析技術者、又はアスベスト偏光顕微鏡実技研修エキスパートコース修了者若しくはアスベスト偏光顕微鏡インストラクターが所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当  
電話: 044-200-3319

## (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)～令和2年5月15日(金)  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

## (3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)に示した資格者証等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認  
ができないため無効となる場合がありますので  
ご注意ください。

## (4) 提出方法

持参、もしくは郵送。

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布し  
ています。また、「入札公表詳細」から競争入札参  
加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は  
認めません。

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度  
川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任  
先メールアドレスに、確認通知書を5月18日(月)ま  
でに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを  
登録していない者にはFAXで送付します。

## 5 仕様書等に関する質問・回答

## (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することが  
できます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんの  
で御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和2年5月18日(月)～令和2年5月20日(水)

ウ 質問書の提出方法

持参、もしくは郵送

## (2) 回答

ア 回答日

令和2年5月22日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、  
全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争  
入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メー  
ルアドレスに送付します。なお、当該委任先メー  
ルアドレスを登録していない者にはFAXで送付  
します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上  
記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参  
加資格を喪失します。

## 7 入札手続等

## (1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の総額で行います。入札は所定  
の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載し  
た封筒に封印して提出してください。

## (2) 入札書の提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当

## (3) 入札書の受付期間

令和2年5月26日(火)から令和2年5月28日  
(木)午前10時30分まで  
午前9時から正午、午後1時から午後5時(5月  
28日は午前9時から10時30分まで)

## (4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送

## (5) 入札保証金

免除

## (6) 開札の日時・場所

令和2年5月28日(木)午前10時30分  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階

## (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な入札  
を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく  
低価格の場合は調査をおこなうことがあります。

## (8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川  
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ  
れを無効とします。

## (9) その他

開札結果は後日、川崎市ウェブサイト「入札情報  
かわさき」にて公表します。

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出し  
てください。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会  
計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機  
関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金  
の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第388号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名  
令和2年度川崎市図書館システム開発支援業務
- (2) 委託内容  
現行の図書館システムの課題の解決並びに安全かつ円滑なシステムの更新、最新の情報通信技術の動向やシステム運用の実態に関する専門的な知識について受注者による支援を求める。
- (3) 履行期間  
契約締結日～令和3年3月31日
- (4) 履行場所  
川崎市立図書館並びに川崎市立学校ほか
- (5) 業務規模概算額  
9,999,999円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 担当部局

川崎市教育委員会事務局生涯学習部中原図書館 図書館ネットワークシステム担当  
〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301  
武蔵小杉西街区ビル6階  
電話番号 044-722-4934  
メールアドレス 88nakato1@city.kawasaki.jp

3 プロポーザル参加資格

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。
- (4) 過去10年間に同種の公的機関におけるシステム開発支援の実績があること。

4 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の縦覧

公募型プロポーザル説明書及び仕様書等を以下の通り縦覧に供する。

縦覧を希望する場合は、2の担当部局へ事前に電話連絡のうえ、その指示に従い縦覧すること。

(1) 縦覧期間

令和2年5月11日(月)から5月21日(木)

平日の午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

(2) 縦覧場所

2の担当部局と同じ

(3) 縦覧資料の貸与

縦覧資料の貸与を希望する場合には、5により提出する参加意向申出書に、その旨を記載して提出すること。縦覧資料の貸与は、ゆうパック等の受取人着払いで参加資格確認結果通知日に、参加資格があると認められたものに発送することにより行う。

貸与した縦覧資料は、複製を禁ずる。また、提案書類を提出する際に返却するものとする。

5 参加意向申出書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書を提出すること。

(1) 配布場所及び提出先

2の担当部局と同じ

(参加意向申出書は川崎市ホームページからもダウンロードが可能)

(2) 配布期間

令和2年5月11日(月)～5月21日(木)

※縦覧資料の貸与を希望する者は、参加意向申出書にその旨記載し提出すること。

※来庁する場合の受付時間は、平日の午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時までとする。(閉庁日を除く。)

(3) 添付資料

過去10年間に同種の公的機関におけるシステム開発支援の実績を証明する契約書等(複写可)書類

(4) 提出期限及び提出方法

令和2年5月21日(木)午後5時まで持参又は郵送郵送の際は、簡易書留扱いで送付するものとし、令和2年5月21日(木)午後5時までの必着とする。

(5) 参加資格確認結果通知日

提出された書類に基づき参加資格を確認し、令和

2年5月26日(火)に参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。

## 6 本件に関する質問の方法

本プロポーザルに関する事項について質問のある場合は、次により質問書を提出すること。

### (1) 受付期間

令和2年5月26日(火)～5月29日(金)午後5時まで

### (2) 提出先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部中原図書館  
(図書館ネットワークシステム担当) メールアドレス (88nakato1@city.kawasaki.jp)

### (3) 提出方法

質問書に、質問と必要事項を記入の上、電子メールに添付して送付すること。

### (4) 回答方法

電子メール

### (5) 質問回答日

令和2年6月2日(火)

## 7 提案書類

参加意向申出書を提出し、参加資格確認結果通知書で参加資格有とされた者は、次のとおり提案書類を提出するものとする。

### (1) 提案書類

#### ア 企画書 12部

企画書は、本件業務仕様書に沿って作成すること。

#### イ 実施体制及び人員体制 12部

人員体制については、業務に従事する人員の「職位及び職位別人数」「本件業務に必要と考えられる資格又は経歴」「本件業務に係る作業内容」等を示すこと。また、実施体制についてはスケジュールを含み記載すること。

#### ウ 見積書 1部

見積書には明細書を添付すること。また、合計金額は消費税額及び地方消費税額を含む価格とし、外税で計算すること。

### (2) 提出日時・提出場所

#### ア 提出期限及び提出方法

令和2年6月5日(金)午後5時まで郵送(必着)

郵送の際は、簡易書留扱いまたはゆうパック(セキュリティサービス)等で送付すること。

#### イ 提出場所

2の担当部局と同じ

### (3) その他

#### ア 企画書の書式等

(ア) A4サイズ(縦横は自由)

(イ) 表紙を除いて30ページ以内

(ウ) フォントサイズは10.5ポイント以上

(エ) わかりやすい表記を心掛け、専門用語を使用する場合は注釈をつけること

(オ) 散逸しないような形で綴ること

イ 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。

ウ 提案書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。

エ 提案書類の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

オ 指定した日時までに提出されない場合は、辞退したものとみなす。

カ 各提案者からの提案数は1案のみとし、複数案の提出はできないものとする。

## 8 選定委員会

### (1) 実施日時

令和2年6月(予定)

### (2) 実施場所

川崎市立中原図書館 多目的室

### (3) 実施方法

提案書類の審査及び電話等会議とする。

### (4) 電話等会議について

提案書類に疑義がある場合は、後日指定する日時に、参加意向申出書に記載された連絡担当者宛に電話またはメールをする。指定した日時には連絡担当者は電話またはメールを受信できる場所に待機し、直ちに回答できる体制を整えること。

### (5) その他

ア 日時等詳細については後日決定する。

イ 選定委員会は非公開とする。

ウ 辞退する場合は、選定委員会当日までに辞退届を提出すること。

エ 新型コロナウイルス感染予防のため、開催方式が変更になる場合がある。その際は、提案者に別途通知する。

## 9 評価方法

川崎市図書館システム開発支援業務選定委員会が、提案書類及び選定委員会の内容について次の評価項目に基づき採点し、合計得点の最も高い者を本業務に最も適した提案者として特定する。

### (1) 趣旨

### (2) 提案内容

### (3) 実施体制

### (4) 見積りに関すること

なお、合計得点の最も高い者が2人以上あるときは、(2)の得点が高い者を、(2)の値も同点のときは(3)の得点が高い者を、(2)及び(3)の値も同点のときは当

該者により、くじを引いて本業務に最も適した提案者を特定する。

10 結果通知

令和2年6月30日(火)までに、本業務に最も適した提案者として特定された者及び特定されなかった者に対して、書面により結果を通知する。なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではない。

11 その他

- (1) 本受託業務の受託者は、本委託業務の履行により知りえた情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできない。
- (2) 委託内容の仕様については、「令和2年度川崎市図書館システム開発支援業務仕様書」による。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合、提案者は失格とする。
  - ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 提案書類に不足があるもの
  - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
  - エ 仕様書に適していないもの
  - オ 本プロポーザルに関し、川崎市図書館システム開発支援業務選定委員会との接触があった者
  - カ 選定委員会において必要に応じて実施される電話等会議に出席しなかった者
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約手続等
  - ア 契約書の作成 要
  - イ 契約保証金 免除
  - ウ 前払金 否
- (6) 提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果通知日から起算して2日以内に、本市に照会することができる。この場合、開示結果は照会者の評価点のみとする。

川崎市公告第389号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校施設基礎調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立白幡台小学校(川崎市宮前区南平台13-1)ほか4校
- (3) 履行期間 令和3年3月19日限り
- (4) 委託概要 学校施設改修に向けての現況調査等

(仕様書参照)

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されていること。
- (4) 本市と平成22年度以降に学校施設(校舎)に係る基本構想、基礎調査、基本計画いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。又は、平成27年度以降に官公庁(本市を含む)と、延床面積5,000㎡以上の学校施設(校舎)の校舎改修、増改築等の設計・工事監理いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)に定める一級建築士(実務経験5年以上の者に限る)が複数所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
再生整備担当 佐々木、中村

電 話 044-200-3279

F A X 044-200-3679

E-mail [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

※一般競争入札参加申込書は川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることもできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年5月12日(火)～令和2年5月20日(水)  
9:00～12:00、13:00～17:00(土日を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格を証明する書類(契約書の写し等)

ウ 2(5)に示した資格を証明する書類(資格証の写し、実務経歴書等)

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

- (4) 提出方法  
持参
- 4 仕様書の閲覧  
3(1)の場所で3(2)の期間閲覧できます。
- 5 仕様書の配布  
本件の仕様書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」、  
「入札情報かわさき」からPDFファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。
- 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付方法  
平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレス  
(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)
- (2) 日時  
令和2年5月22日(金)までに交付
- 7 質問書の受付・回答
- (1) 問合せ先  
3(1)に同じ
- (2) 問合せ方法  
「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡してください。
- ※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (3) 問合せ受付期間  
令和2年5月12日(火)～令和2年5月25日(月)  
9:00～12:00、13:00～17:00時(土日を除く)
- (4) 回答方法  
質問に対する回答は、令和2年5月28日(木)までに、全参加者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。
- 8 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札手続等
- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和2年6月9日(火)

14:00

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地3  
川崎市第4庁舎  
4階第7会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効  
入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定及び参加資格の審査等  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 10 契約手続等
- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%  
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変わることができます。  
また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 11 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## 川崎市公告第390号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 動画編集用パーソナルコンピュータの  
賃貸借及び保守業務

## (2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局シ  
ティプロモーション推進室

## (3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで

## (4) 業務概要

本業務は、川崎市総務企画局シティプロモーション推進室に設置する動画編集用パーソナルコンピュータの賃貸借及び保守に関する業務となります。

詳細は、委託仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

## (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

## (2) 平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」に搭載されていること。

## (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

なお、入札説明会は実施しません。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室  
ブランド戦略担当

電 話 044-200-0848

F A X 044-200-3915

e-mail 17brand@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)8:30から令和2年5月22日(金)17:00まで

ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 提出方法 持参

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 場所 3(1)に同じ

## (2) 日時 令和2年5月28日(木)13:00から17:00まで

ただし、業者登録で電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

## 5 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

## (2) 質問受付期間

令和2年5月11日(月)8:30から令和2年5月29日(金)17:00まで

ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じ。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

## (5) 回答方法

令和2年6月4日(木)17:00までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

## (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

## (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札はリース総額(税抜き)を入札金額として行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和2年6月11日(木)10:30  
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参又は、郵送とします。

## (4) 入札保証金 免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金

免除とします。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 川崎市公告第391号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

## 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区久本一丁目506番1

ほか8筆の一部

1,898平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区梶ヶ谷三丁目13番地31

株式会社 末長組

代表取締役 根本 裕之

## 3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数:61戸

## 4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年4月10日

川崎市指令 ま宅審(イ)第2号

平成30年12月3日

川崎市指令 ま宅審(イ)第126号(変更)

令和1年6月17日

川崎市指令 ま宅審(イ)第25号(変更)

令和2年3月17日

川崎市指令 ま宅審(イ)第127号(変更)

## 川崎市公告第392号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月12日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市都筑区中川八丁目3番27号 株式会社 シャンブル・ヴェール 代表取締役 水口 宏子		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅野戸呂1739番5 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	7.55メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第601号		廃止 年月日	令和2年 5月12日

## 川崎市公告第393号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月13日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

汚泥処分業務委託

## (2) 履行期間

令和2年7月17日から令和3年3月31日まで

(3) 概 要

給食室内部の排水管から学校敷地内の最終排水管(埋設管)までの排水導入管内部や、最終枘及びグリストラップ又は排水槽内部の洗浄の際に排出された汚泥やグリス等の処分業務を委託する。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において「平成31・32年度川崎市業者委託有資格業者名簿」に業種「廃棄物関連業務」・種目「産業廃棄物」で登録されていること。
- (3) 処分場所の自治体における、産業廃棄物処分業の「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 川崎市又は横浜市、東京都区内に中間処理又は最終処分場所があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 〒210-0004  
川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命ビル10階  
川崎市教育委員会事務局  
健康給食推進室〔学校給食〕  
担当 太田
- イ 閲覧期間 令和2年5月13日(水)～令和2年5月19日(火)  
(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページ  
「その他」の「汚泥処分業務委託受託事業者公募」(アドレス  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000117235.html>)
- イ 閲覧期間 令和2年5月13日(水)午前9時～  
令和2年5月19日(火)午後5時

4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命ビル10階  
川崎市教育委員会事務局  
健康給食推進室〔学校給食〕: 太田担当  
電 話 : 044-200-3299 (直通)  
F A X : 044-200-2853  
E-mail : [88kyusyoku@city.kawasaki.jp](mailto:88kyusyoku@city.kawasaki.jp)

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記3(1)イの期間に配布します。

イ 処分場所の自治体における産業廃棄物処分業許可証の写し

「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可が分かるものを提出してください。

中間処理施設を有している場合は、中間処理施設の産業廃棄物処分業許可証の写しも提出してください。

許可証の更新手続きをしている場合は、更新手続きに関する書類の写しを提出してください。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便にて提出してください。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)アの場所とします。

5 資料の縦覧

3(1)アの場所、3(1)イの期間で縦覧に供します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に、令和2年5月22日(金)までに送付します。

(1) 令和2年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

## 7 仕様に関する問合せ先

### (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 問合せ先

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、4(1)の場所へ持参又は4(1)の連絡先へ電子メール若しくはFAXで送付してください。

なお、質問書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

#### イ 質問受付期間

令和2年5月22日(金)～令和2年5月26日(火)  
(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時

### (2) 回答

ア 回答予定日 令和2年6月1日(月)まで

#### イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メール又はFAXで回答します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後の再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書について、虚偽の申請をしたとき。

## 9 入札の手続等

### (1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和2年6月3日(水) 午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階 会議室

### (2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、

代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、1㎡あたりの単価(税抜)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

### (6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

### (7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

## 10 契約手続等

### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免

除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」([http://](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

[www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の契約関係規定において閲覧することができます。

11 その他

(1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は4(1)に同じです。

川崎市公告第394号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月13日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	日本民家園管理事務所外壁その他改修工事
	履行場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番1号
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎港コンテナターミナル照明鉄塔基礎新設その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 宮内中学校用務員作業所改築及び困障改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目13番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p>

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 登戸小学校防球ネット新設その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1329番地
	履 行 期 限 契約の日から令和2年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月3日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名 東小倉小学校校舎増築その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区東小倉1番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月18日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和2年9月ごろ）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>(5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	柿生小学校校舎増築その他工事
	履行場所	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
	履行期限	契約の日から令和4年2月28日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(オ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(カ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(キ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(ク) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 主任技術者(業種「建築」)を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)イ「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月18日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和2年9月ごろ)で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>(5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件7)	
競争入札に付する事項	件名 麻生中学校消防用設備改修工事
	履行場所 川崎市麻生区上麻生4丁目39番1号
	履行期限 契約の日から令和3年1月22日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「消火栓設備」で登録されていること。</p>

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第395号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年5月14日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区野川本町二丁目820番1  
の一部 ほか3筆の一部  
880平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区犬蔵二丁目2番12号  
さくら建設株式会社  
代表取締役 白井 重雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：5戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年12月12日

川崎市指令 ま宅審(イ)第90号

令和2年1月29日

川崎市指令 ま宅審(イ)第106号(変更)

**川崎市公告第396号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田 紀 彦

競争入札に付する事項	件 名 高度救命処置用資機材(緊急消防援助隊資機材)
	履 行 場 所 消防局の指示する場所(川崎市市内)
	履 行 期 限 令和2年11月30日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。 (6) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階)

入札日時等	令和2年6月30日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第397号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田 紀 彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件 名

令和2年度川崎市マイナンバーカードセンターに係る統合端末等の賃貸借及び保守に関する契約

## (2) 履行場所

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 ほか

## (3) 履行期間

令和2年8月1日から令和5年7月31日まで

## (4) 調達物品の概要

詳細については、仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績が過去2年間で2回以上あること。

(5) この調達物品及び数量を確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出、仕様書の縦覧

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課 担当 嶋津

電 話：044-200-2259(直通)

F A X：044-200-3912

E-Mail：25koseki@city.kawasaki.jp

## (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出期間

令和2年5月26日(火)から令和2年6月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## (3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し

ウ 本業務の実施体制

## (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

上記3(1)あて持参により提出

## (5) その他

一般競争入札参加資格確認申請書の配付・提出期間中、上記3(1)の場所にて仕様書を縦覧に供します。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付、仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付し、仕様に関する問い合わせを受け付けます。

## (1) 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

## (2) 日時

令和2年6月5日(金) 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (3) 仕様に関する問い合わせ期間

令和2年6月5日(金)から令和2年6月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## (4) 仕様に関する問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のE-mailアドレス宛て送付してください。なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 仕様に関する問い合わせへの回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月18日(木)までに電子メールにより全社宛て送付します。

5 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログ1部を、令和2年6月22日(月)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 本契約に要する経費の総額を入札金額として行います。入札金額の見積もりの際、次の事項を算定基準としてください。

(ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金

(イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金

(ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用

(エ) 調達物品の導入及び設置に係る費用

(オ) ハードウェア及びソフトウェアの保険料

(カ) その他契約書及び仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、この金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日(水) 午前11時

イ 場所

川崎市市民文化局会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和2年6月23日(火) 午後5時15分必着

イ 宛先

上記3(1)に同じ

なお、郵送による入札を行う場合は、「入札書在中」と明記した封筒に入札書を入れて、必ず書留郵便にて送付するとともに、入札書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札においては、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札は、川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者を除きます。

10 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約書の提出

落札者は契約書2通を作成し、令和2年7月20日(月)午後5時15分までに上記3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この入札説明書は、この入札の目的以外に使用してはなりません。
- (3) この入札説明書は複写を禁じます。また、開札後直ちに回収します。
- (4) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第398号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名 警防バス(支援車Ⅲ型)
	履行場所 消防局の指定する場所(川崎市市内)
	履行期限 令和3年2月26日
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</li> <li>(4) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</li> <li>(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</li> <li>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</li> <li>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</li> </ul>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和2年6月29日 11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

## 川崎市公告第399号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	ポンプ積載車
	履 行 場 所	消防局の指定する場所（川崎市市内）
	履 行 期 限	令和3年2月26日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和2年6月29日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

## 川崎市公告第400号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	道路台帳調書補正委託
	履 行 場 所	川崎市内
	履 行 期 限	令和3年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「地図調製」で登録されている者。</p> <p>(6) 主任技術者として、測量士の資格を有する者を配置すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	

入札日時等	令和2年6月11日 14時30分 (財政局資産管理部契約課 (委託契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平瀬川支川護岸改修 (設計) 委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区長沢3丁目8番地先
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月11日14時30分 (財政局資産管理部契約課 (委託契約係))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告(調達)第283号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市役所事務サービスシステム再構築業務委託
- 2 履行期間  
令和2年4月6日から令和4年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日  
令和2年3月26日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

- 6 契約金額  
664,400,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

川崎市公告(調達)第284号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
国民健康保険システム改修業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年3月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気 株式会社 神奈川支社  
支社長 辻 貴夫

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC

- 5 契約金額  
33,773,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告（調達）第285号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
福祉総合情報システム1次運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部保健福祉システム課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- 5 契約金額  
124,419,951円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告（調達）第286号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 災害用外傷セット更新委託
  - (2) 履行場所 健康福祉局保健医療政策室等
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年12月28日まで
  - (4) 業務の概要 災害時医療救護活動用の災害用外傷セットの更新に関する業務です。  
セット内容等の詳細は「入札説明書」によります。

- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「医療関連業務」に記載されていること。
  - (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」といいます。）第2条の規定に該当しないこと。
  - (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 過去5年間で、官公庁又は医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に定める病院において、類似の業務を受託した実績を有し、かつ、本件業務を確実に履行する能力を有すること。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先  
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書を配布します。  
また、この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。
  - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
川崎市役所健康福祉局保健医療政策室 担当 浅野  
電話番号 044-200-0562  
FAX 044-200-3934  
e-mail 40iryose@city.kawasaki.jp
  - (2) 配布・提出期間  
令和2年5月25日（月）から令和2年6月1日（月）までとします。  
（土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）
  - (3) 提出方法  
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
  - (1) 場所  
3(1)に同じ
  - (2) 日時  
令和2年6月3日（水）  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に

電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年6月8日(月)の午後4時まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和2年6月11日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札手続

ア 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月16日(火) 午前10時00分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12C会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該価格が著しい低価格であった場合は、落札決定の前に調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続に置いて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第287号

入札公告

電気自動車(軽貨物・広報車仕様)の賃貸借及び保守に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 電気自動車(軽貨物・広報車仕様)賃貸借及び保守

(2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬1-7-17

幸区日吉合同庁舎

(3) 履行期間 令和2年9月26日から令和9年9月25日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市「平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「車両」に登録されていること。
- (4) 過去に本市又はその他の官公庁において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

## 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所 〒212-0055  
川崎市幸区南加瀬1-7-17  
川崎市幸区役所日吉出張所  
担当：佐藤
- (2) 配布・提出期間 令和2年5月25日(月)午前8時30分から令和2年5月29日(金)午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

## (3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書  
イ 類似業務の履行実績資料(様式自由)

## (4) 提出方法

郵送もしくは持参。

郵送の場合は、原則として3(2)の提出期間中に3(1)の提出場所までに到着させること。ただし、やむをえない事情により3(2)の提出期間終了時までに到着しないことが見込まれる場合は、その理由を記した上で、事前にPDF化した3(3)提出物を「63hiyosi@city.kawasaki.jp」まで提出すること。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

## (2) 日時

令和2年6月3日(水)午後5時まで

## 5 仕様に関する問い合わせ

## (1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります(質問書を送付した旨を044-599-1121あてに電話連絡してください。)

電子メール 63hiyosi@city.kawasaki.jp

FAX 044-599-9955

## (2) 質問受付期間

一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和2年6月8日(月)午後5時まで

## (3) 質問書の様式

添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## (4) 回答方法

令和2年6月10日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールまたはFAXで送付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答できません。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法等

一般競争入札参加資格確認通知書とともに配布する入札書もしくは、入札情報かわさき>ダウンロードコーナー>財政局入札参加手続関係からダウンロードした入札書を使用してください。

賃貸借期間の総額(税抜き)を入札金額とします。契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要な一切の費用を含めて見積もるものとし、月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(84ヵ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

## ア 入札書の提出日時

令和2年6月17日(水) 午後2時

## イ 入札書の提出場所

川崎市幸区南加瀬1-7-17

幸区日吉合同庁舎2階第2会議室

## (2) 入札書の提出

持参に限ります。

## (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 開札の日時  
7(1)アと同じ
- (5) 開札の場所  
7(1)イと同じ
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有  
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著  
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
は、これを無効とします。
- (8) 再度入札の実施  
落札者がいない場合、直ちに再度入札を実施しま  
す。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してく  
ださい。
- 8 開札に立ち会う者に関する事項  
開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人としま  
す。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する  
権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書  
類を事前に提出しなければなりません。また開札には  
一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してくだ  
さい。
- 9 契約の手続等
  - (1) 契約保証金  
免除とします。
  - (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (3) 前払金  
否
  - (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの  
「入札情報かわさき」－「契約関係規定」で閲覧す  
ることができます。
  - (5) 議決の要否  
否
- 10 その他
  - (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川  
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め  
るところによります。
  - (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。
  - (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ
  - (4) 詳細は、入札説明書によります。
  - (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本  
入札に関し、手続き等が変更になる場合があります。

- (6) 予算の減額又は削除があった場合の特約条項  
当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当  
該金額について減額又は削除があった場合は、この  
契約を変更又は解除することができるものとしま  
す。また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、  
その損失の補償を川崎市に対して請求することがで  
きるものとし、補償額は協議して定めるものとしま  
す。

川崎市公告（調達）第288号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につ  
いて公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度行政情報システム運用保守業務委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 辻 貴夫  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額  
63,998,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特  
例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第289号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
大島老人いこいの家他19箇所消防用設備等保守定  
期点検及び建築設備定期点検業務委託
  - (2) 履行場所  
大島老人いこいの家他19箇所
  - (3) 完了期限  
令和3年3月31日（水）限り
  - (4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登録されていること。
- (3) 一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員資格者証並びに防火設備検査員資格証の交付を受けている者を有すること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
川崎市役所健康福祉局長寿社会部  
高齢者在宅サービス課 小林  
電 話 044-200-2680 (直通)  
F A X 044-200-3926  
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

### (2) 配布・提出期間

令和2年5月25日(月)から令和2年6月1日(月)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とします。

郵送の場合、期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

(送付先)

〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所健康福祉局長寿社会部  
高齢者在宅サービス課 小林宛て  
※封筒には「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と大きく書いてください。発送時に、郵送にて提出する旨を(1)の問合せ先まで御連絡ください。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

### (1) 日時

令和2年6月3日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

### (2) 場所

3(1)に同じ

### (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

なお、川崎市の公式ウェブサイトから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

### (4) 入札説明会

実施しません。

## 5 仕様に関する問合せ

### (1) 問合せ先

3(1)に同じ

### (2) 質問受付期間

令和2年5月25日(月)午前8時30分から令和2年6月4日(木)午後5時15分までとします。

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

### (4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

### (5) 回答方法

令和2年6月8日(月)

全者に文書(電子メール)にて送付します。

### (6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

F A X 044-200-3926

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

### (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手続等

### (1) 入札方法

ア 入札は、大島老人いこいの家他19箇所消防用設

備等保守定期点検及び建築設備定期点検業務にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法、期間及び場所

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和2年6月12日（金）  
午前10時

入札書の提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和2年6月12日（金）まで  
必着

入札書の提出場所 3(3)に同じ

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、書留郵便等配達記録が残る方法により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧

することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第290号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎競輪場開催管理システム用着順制御装置賃貸借

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市経済労働局公営事業部総務課  
川崎市川崎区富士見2丁目1番6号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社 横浜支店  
神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目7番3号

5 契約金額（税抜きリース総額）

40,512,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年3月10日

川崎市公告（調達）第291号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

コンビニ交付システム機器更新に伴うシステム移行業務委託

2 履行期間

- 令和2年4月28日から令和3年1月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区宮本町1番地
  - 4 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月22日
  - 5 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 日立製作所 横浜支店  
代表取締役社長 高倉 哲雄  
横浜市西区高島1丁目1番2号  
横浜三井ビルディング
  - 6 契約金額  
33,862,752円
  - 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 8 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

#### 川崎市公告(調達)第292号

##### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件 名  
川崎市コンビニ交付システムに係るサーバ機器等の賃貸借及び保守に関する契約
  - (2) 履行場所  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 ほか
  - (3) 履行期間  
令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
  - (4) 調達物品の概要  
詳細については、仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格者に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年6月3日(水)までに行ってください。
  - (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていない

こと。

- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績が過去2年間で2回以上あること。
  - (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
  - (6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
    - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
川崎市市民文化局戸籍住民サービス課 担当 嶋津電  
電 話：044-200-2259(直通)  
F A X：044-200-3912  
E-Mail：25koseki@city.kawasaki.jp
    - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書配布・提出期間  
令和2年5月26日(火)から令和2年6月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
    - (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し  
ウ 本業務の実施体制
    - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法  
上記3(1)あて持参により提出
    - (5) その他  
一般競争入札参加資格確認申請書の配付・提出期間中、上記3(1)の場所にて仕様書を縦覧に供します。
  - 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書、入札説明書の交付、仕様に関する問い合わせ一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書、入札説明書を交付し、仕様に関する問い合わせを受け付けます。
    - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書、入札説明書の交付場所、問い合わせ先上記3(1)に同じ
    - (2) 日時  
令和元年6月11日(木) 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
    - (3) 仕様に関する問い合わせ期間  
令和2年6月11日(木)から令和2年6月17日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時15分まで)

(4) 仕様に関する問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のE-mailアドレス宛て送付してください。なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(5) 仕様に関する問い合わせへの回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月24日(水)までに電子メールにより全社宛て送付します。

5 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログ1部を、令和2年7月6日(月)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 本契約に要する経費の総額を入札金額として行います。入札金額の見積もりの際、次の事項を算定基準としてください。

(ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金

(イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金

(ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用

(エ) 調達物品の導入及び設置に係る費用

(オ) ハードウェア及びソフトウェアの保険料

(カ) その他契約書及び仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、この金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月8日(水) 午前11時

イ 場所

川崎市市民文化局会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和2年7月7日(火) 午後5時15分必着

イ 宛先

上記3(1)に同じ

なお、郵送による入札を行う場合は、「入札書在中」と明記した封筒に入札書を入れて、必ず書留郵便にて送付するとともに、入札書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

また、開札においては、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札は、川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者を除きます。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約書の提出

落札者は契約書2通を作成し、令和2年7月31日(金)午後5時15分までに上記3(1)の場所に持参してください。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この入札説明書は、この入札の目的以外に使用してはなりません。
- (3) この入札説明書は複写を禁じます。また、開札後直ちに回収します。
- (4) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

## 12 Summary

- (1) The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipments for the Issuance of Certificates system.
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. 8 July, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail: 7 July, 2020
- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Family Registry and Residence Service Section  
Citizens' and Cultural Affairs Bureau  
11-2, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-0007, Japan  
TEL: 044-200-2259

## 川崎市公告(調達)第293号

## 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 調達の名称

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約  
(調達見込数量 約4,260,100キロワット時)

## 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局総務部庁舎管理課  
川崎市川崎区宮本町1番地

## 3 契約の相手方を決定した日

令和2年2月26日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 F-Power  
代表取締役 沖 隆  
東京都港区芝浦三丁目1番21号

## 5 落札金額

70,040,502円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札の公告を行った日

令和2年1月10日

## 川崎市公告(調達)第294号

## 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 調達の名称

国民健康保険システム運用保守業務委託

## 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課  
川崎市川崎区宮本町1番地

## 3 契約の相手方を決定した日

令和2年3月6日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社  
支社長 辻 貴夫  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC

## 5 契約金額

94,034,864円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第295号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名

川崎市A Iチャットボットシステム構築・運用保守業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) スケジュール

ア 構築業務: 契約締結日から令和3年2月28日(日)まで

イ 運用保守業務: 令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで

(5) 委託内容

詳細は、本市ホームページで公開している「川崎市A Iチャットボットシステム構築・運用保守業務委託 基本仕様書」のとおりです。

(6) 事業概算額: ¥5,303,100円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

内訳額(基準)

ア 構築経費: ¥5,022,600円

イ 運用保守経費(1か月分): ¥280,500円

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

2 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されている者

(4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

3 公募手続

(1) 実施要領及び基本仕様書の公表

ア 公表日 令和2年5月25日(月)

イ 配布場所 本市ホームページに掲載します。

(2) 参加意向申出書の受付

本公募への参加を希望する場合は、「参加意向申出書」(様式1)に必要事項を記入の上、次のとお

り持参により御提出ください。

ア 受付期間 令和2年5月25日(月)~令和2年6月1日(月)

(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時~正午、午後1時~午後5時とします。

イ 受付場所 川崎市総務企画局情報管理部ICT推進課(川崎市役所第3庁舎9階)

ウ 提出書類

・参加意向申出書

・参加申込者の事業概要がわかる資料

(3) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書」(様式1)に基づき応募資格を確認後、申出者全員に対し、次により、「参加資格確認結果通知書」(様式2)を交付します。

ア 交付日 令和2年6月3日(水)

イ 交付方法 「参加意向申出書」に記載されている電子メールのアドレス宛てに、電子メールで配信します。

(4) 基本仕様書や企画提案書作成に関する質問と回答

ア 質問方法 質問は、「質問書」(様式3)を使用してください。受付は電子メールのみとします。メール件名は「川崎市A Iチャットボットシステム構築・運用保守業務委託質問書」とし、メール送信後、電話でメールの受信確認を行っていただきます。ただし、参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。

イ 受付期間 令和2年6月4日(木)~令和2年6月10日(水)

(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時~正午、午後1時~午後5時とします。

ウ 提出された質問につきましては、参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答いたします。(回答日:令和2年6月15日(月))電話等による個別対応は行いません。

(5) 企画提案書等の提出

上記(3)において、参加資格があると認められた者は、企画提案書及び見積書を、次により、持参で御提出ください。

ア 提出期限 令和2年6月19日(金)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時~正午、午後1時~午後5時とします。

イ 提出場所 川崎市総務企画局情報管理部ICT推進課(川崎市役所第3庁舎9階)

(6) 企画提案のための必要書類

ア 企画提案書

- (ア) 書式等
- ・ A 4 判で作成してください(縦横の指定はありません。)
  - ・ 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。
  - ・ 散逸しないような形で綴ってください。
- (イ) 提出部数10部
- イ 見積書
- システム構築と運用・保守業務を別にした見積書を各1部提出してください(見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を抜いた金額となります。)。なお、各業務に要する経費については、企画提案書にも併せて記載してください。
- (7) 企画提案書の記載項目
- 企画提案書には、最低限、次の内容を盛り込んでください。また、作成に当たっては、具体的な表現で記載するよう留意してください。
- ア 提案内容の趣旨及び考え方
- イ 実施体制及びスケジュール
- (ア) システム構築
- ・ 想定される作業及びその具体的内容
  - ・ 各作業の工数(日×配置人員数)
  - ・ 詳細スケジュール
- (イ) 運用・保守
- ・ 運用・保守体制
  - ・ 本市からの問合せ対応
  - ・ 本システムの安定稼働に向けた実施体制
- ウ システム全体概要
- ・ システムの全容(パッケージ利用の有無及びカスタムの程度等)
  - ・ セキュリティ対策の内容
- エ システムの管理者向け機能
- ・ 管理者向け機能(F A Qデータ管理、レポート機能)の内容
  - ・ F A Qデータの作成等に関する内容
  - ・ 自由提案として追加する機能の内容
- オ システムの一般利用者向け機能
- ・ A Iの機能(自然言語処理等)に関する内容
  - ・ A P I連携機能の活用に関する内容
  - ・ 利用環境(W e bブラウザ、L I N Eでの動作等)に関する内容
  - ・ 問合せ対応機能の内容
  - ・ 自由提案として追加する機能の内容
- カ システム構築に係る経費
- キ システム運用経費(1か月分)
- (8) 企画提案書の記載上の注意事項
- ア 社名が分からないようにしてください。
- イ 専門用語には注釈を付けるなど、できる限り平

易な表現に努めてください。

ウ 提出書類の作成に係る費用は、作成者が負担してください。

エ 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(9) 企画提案会の開催

提出された企画提案書に基づき、次により、企画提案会を開催します。なお、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用することはできません。

ア 日程 令和2年6月下旬(時間及び場所は、各提案者へ別途通知します。)

イ 時間配分の目安

- ・ 準備及び説明：20分

- ・ 質疑応答：10分

- ・ 片付け等：5分

ウ 説明者等

説明は本業務を受託する場合にプロジェクトマネージャとして従事する方に行っていただきます。また、出席者は説明者を含め3名以内とします。

エ 必要機材

パソコンを使用する場合は提案者が持参してください。プロジェクタ、スクリーン等は事務局で用意します。

オ 評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答の結果に対して、「企画提案選定評価シート」(様式4)に基づき評価を行います。

カ 特定方法

(ア) 提案者が1者のみ、全ての評価委員の採点した各項目が標準点を満たした場合、受託予定者として特定します。

(イ) 提案者が複数者標準点を満たした場合、提案者のうち、最高得点を得た者を本委託業務の特定業者とします。なお、同点の場合は、システム構築関係の点数が高い提案者を、その点数も同点の場合は、経費関係の点数が高い提案者を受託予定者として特定します。

(10) 審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」(様式5)により、令和2年7月10日以降に各提案者全てに郵送で通知します。なお、選定結果等について電話・電子メール等での問い合わせには、応じられません。

4 契約の締結に関する手続等

審査結果の通知後、本市と選定業者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契

約時の仕様に反映することとします。

- (1) 契約保証金契約金額の10% (ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除)
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要

5 その他

- (1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知り得た情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 「参加意向申出書」(様式1)の提出後に辞退する際には、「辞退届」(様式6)を提出してください。
- (4) 各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して5日以内に、本市に照会することができます。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとします。

6 事務局 (問い合わせ先及び提出先)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 (川崎市役所第3庁舎9階)  
 川崎市総務企画局情報管理部ICT推進課  
 小西、小田、佐藤  
 TEL : 044-200-2079  
 E-mail : 17ictsui@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第296号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件名  
かわさき子育てアプリ再構築・運用保守業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) スケジュール
  - ア 構築業務： 契約締結日から令和3年2月28日(日)まで
  - イ 運用保守業務： 令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで
- (5) 委託内容  
詳細は、本市ホームページで公開している「かわさき子育てアプリ再構築・運用保守業務委託基本仕様書」のとおりです。

2 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されている者
- (4) 過去2年間で官公庁において、本件と同様の業務を受託した実績があり、かつ、本業務について確実に履行することができる者

3 公募手続

(1) 実施要領及び基本仕様書の公表

- ア 公表日 令和2年5月25日(月)
- イ 配布場所 本市ホームページに掲載します。

(2) 参加意向申出書の受付

本公募への参加を希望する場合は、「参加意向申出書」(様式1)に必要な事項を記入の上、次のとおり持参により御提出ください。

- ア 受付期間 令和2年5月25日(月)～令和2年6月1日(月)  
(土曜日及び日曜日を除く。)
- 受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時とします。

イ 受付場所 川崎市総務企画局情報管理部ICT推進課(川崎市役所第3庁舎9階)

ウ 提出書類

- ・参加意向申出書
- ・参加申込者の事業概要がわかる資料
- ・上記2(4)を証する書類(写し可)

(3) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書」(様式1)に基づき応募資格を確認後、申出者全員に対し、次により、「参加資格確認結果通知書」(様式2)を交付します。

- ア 交付日 令和2年6月3日(水)
- イ 交付方法 「参加意向申出書」に記載されている電子メールのアドレス宛てに、電子メールで配信します。

(4) 基本仕様書や企画提案書作成に関する質問と回答

ア 質問方法 質問は、「質問書」(様式3)を使用してください。受付は電子メールのみとします。メール件名は「かわさき子育てアプリ再構築・運用保守業務委託質問書」とし、メール送信後、電話でメールの受信確認を行っていただきます。ただし、参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。

- イ 受付期間 令和2年6月4日(木)～令和2年

6月10日(水)

(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時とします。

ウ 提出された質問につきましては、参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールにて回答いたします。(回答日：令和2年6月15日(月))電話等による個別対応は行いません。

(5) 企画提案書等の提出

上記(3)において、参加資格が有ると認められた者は、企画提案書及び見積書を、次により、持参で御提出ください。

ア 提出期限 令和2年6月19日(金)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時とします。

イ 提出場所 川崎市総務企画局情報管理部ICT推進課(川崎市役所第3庁舎9階)

(6) 企画提案のための必要書類

ア 企画提案書

(ア) 書式等

- ・A4判で作成してください(縦横の指定はありません。)
- ・表紙を除いて30ページ以内で作成してください。
- ・散逸しないような形で綴ってください。

(イ) 提出部数10部

イ 見積書

システム構築と運用・保守業務を別にした見積書を各1部提出してください(見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を抜いた金額となります。)。なお、各業務に要する経費については、企画提案書にも併せて記載してください。

(7) 企画提案書の記載項目

企画提案書には、最低限、次の内容を盛り込んでください。また、作成に当たっては、具体的な表現で記載するよう留意してください。

ア 提案内容の趣旨及び考え方

イ 実施体制及びスケジュール

(ア) システム構築

- ・想定される作業及びその具体的内容
- ・各作業の工数(日×配置人員数)
- ・詳細スケジュール

(イ) 運用・保守

- ・運用・保守体制
- ・本市からの問合せ対応
- ・本システムの安定稼働に向けた実施体制

ウ システム全体概要

・システムの全容(パッケージ利用の有無及びカスタムの程度等)

・セキュリティ対策の内容

エ システムの管理者向け機能

・管理者向け機能(アカウントの管理、利用者情報等の管理)の内容

・プッシュ通知の配信機能の内容

・自由提案として追加する機能の内容

オ システムの一般利用者向け機能

・パーソナライズ機能(利用者情報の登録等)に関する内容

・健診・予防接種情報のスケジュール管理機能

・子供の成長記録機能

・API連携機能(イベント情報)の活用に関する内容

・子育て支援情報及び施設の検索・標記機能に関する内容

・デザイン(アプリアイコン・アプリ画面デザイン)に関する内容

カ システム構築に係る経費

キ システム運用経費(1か月分)

(8) 企画提案書の記載上の注意事項

ア 社名が分からないようにしてください。

イ 専門用語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めてください。

ウ 提出書類の作成に係る費用は、作成者が負担してください。

エ 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(9) 企画提案会の開催

提出された企画提案書に基づき、次により、企画提案会を開催します。なお、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用することはできません。

ア 日程 令和2年6月下旬(時間及び場所は、各提案者へ別途通知します。)

イ 時間配分の目安

- ・準備及び説明：20分
- ・質疑応答：10分
- ・片付け等：5分

ウ 説明者等

説明は本業務を受託する場合にプロジェクトマネージャとして従事する方に行っていただきます。また、出席者は説明者を含め3名以内とします。

エ 必要機材

パソコンを使用する場合は提案者が持参してください。プロジェクタ、スクリーン等は事務局で用意します。

オ 評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答の結果に対して、「企画提案選定評価基準」(様式4)に基づき評価を行います。

カ 特定方法

(ア) 提案者が1者のみ、全ての評価委員の採点した各項目が標準点を満たした場合、受託予定者として特定します。

(イ) 提案者が複数者標準点を満たした場合、提案者のうち、最高得点を得た者を本委託業務の特定業者とします。なお、同点の場合は、システム構築関係の点数が高い提案者を、その点数も同点の場合は、経費関係の点数が高い提案者を受託予定者として特定します。

10) 審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」(様式5)により、令和2年7月10日以降に各提案者全てに郵送で通知します。なお、選定結果等について電話・電子メール等での問い合わせには、応じられません。

4 契約の締結に関する手続等

審査結果の通知後、本市と選定業者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契約時の仕様に反映することとします。

(1) 契約保証金契約金額の10% (ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除)

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

5 その他

(1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知り得た情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 「参加意向申出書」(様式1)の提出後に辞退する際には、「辞退届」(様式6)を提出してください。

(4) 各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して5日以内に、本市に照会することができます。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとします。

6 事務局 (問い合わせ先及び提出先)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(川崎市役所第3庁舎9階)

川崎市総務企画局情報管理部 ICT推進課

小西、小田、佐藤

T E L : 044-200-2079

E-mail : 17ictsui@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第297号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
福祉総合情報システム(2次)運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部保健福祉システム課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 アイネス 首都圏営業第一部  
部長 熊谷 一毅  
東京都中央区晴海三丁目10番1号
- 5 契約金額  
234,433,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第298号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市市区役所区民課オペレーター業務等委託
- 2 履行期間  
令和2年7月1日から令和3年12月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階
- 4 契約の相手方を決定した日  
令和2年3月27日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
りらいあコミュニケーションズ 株式会社  
代表取締役社長 網野 孝

東京都渋谷区代々木二丁目6番5号

- 6 契約金額  
302,551,166円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 8 入札の公告を行った日  
令和2年1月27日

## 税 公 告

### 川崎市税公告第84号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）

第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和2年5月9日	計2件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和2年5月9日	計3件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和2年5月9日	計10件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和2年5月9日	計43件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和2年5月9日	計1件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	令和2年5月9日	計37件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和2年5月9日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和2年5月9日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	令和2年5月9日	計2件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	令和2年5月9日	計2件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	令和2年5月9日	計46件
平成31年度	固定資産税 (償却資産)	第4期分	令和2年5月9日	計1件
平成31年度	軽自動車税	全期分	令和2年5月9日	計1件

(別紙省略)

**上 下 水 道 局 告 示**

**川崎市上下水道局告示第21号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年4月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1718号

氏名又は名称 株式会社ジユウ  
住 所 東京都八王子市狭間町1772番地2  
代表者氏名 加藤 悠  
指 定 年 月 日 令和2年5月1日  
有 効 期 限 令和7年4月30日

2 指 定 番 号 第1719号

氏名又は名称 有限会社鈴木エイシーサービス  
住 所 東京都青梅市今寺5丁目2番地の26  
代表者氏名 鈴木 伸彦  
指 定 年 月 日 令和2年5月1日  
有 効 期 限 令和7年4月30日

**川崎市上下水道局告示第22号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年4月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第414号

氏名又は名称 株式会社向山商店  
住 所 (新) 横浜市緑区中山3丁目5番17-202号  
(旧) 横浜市緑区中山町688番地  
代表者氏名 (新) 相原 直樹  
(旧) 相原 久男  
変 更 年 月 日 (住所) 平成30年10月22日  
(代表者) 平成17年9月1日

2 指 定 番 号 第1277号

氏名又は名称 イノテック  
住 所 (新) 川崎市麻生区王禅寺東1丁目25番20号  
(旧) 川崎市麻生区王禅寺東5丁目52番12-302号

代表者氏名 井上 政幸  
変 更 年 月 日 令和2年3月20日

3 指 定 番 号 第1628号

氏名又は名称 (新) エイチエスシー株式会社  
(旧) 株式会社平野水道  
住 所 神奈川県横須賀市吉井4丁目6番10号  
代表者氏名 平野 浩一  
変 更 年 月 日 令和2年4月1日

**川崎市上下水道局告示第23号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和2年4月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第521号

氏名又は名称 鷹羽工業株式会社  
住 所 横浜市中区黄金町1丁目5番地  
代表者氏名 森部 等  
廃 止 年 月 日 令和2年2月14日

2 指 定 番 号 第1588号

氏名又は名称 株式会社ワースハンド  
住 所 東京都三鷹市下連雀3丁目31番2号  
代表者氏名 天野 加奈  
廃 止 年 月 日 令和2年4月1日

**上 下 水 道 局 公 告**

**川崎市上下水道局公告第33号**

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年5月12日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	片平5丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区片平5-6-11-1先 至：麻生区片平5-31-21先 ほか2件
	履行期限	契約の日から255日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月8日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「北見方2丁目350mm-100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「北見方2丁目350mm-100mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「北見方2丁目350mm-100mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	北見方2丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：高津区諏訪2-11-10先 至：高津区北見方1-30-21先
	履行期限	契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月8日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「片平5丁目300mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「片平5丁目300mm-75mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「片平5丁目300mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	菅城下300mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区菅城下23-33先 至：多摩区菅城下17-1先 ほか6件
	履行期限	契約の日から270日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月8日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	谷ヶ原・黒川急下水路 電気通信設備更新工事
	履行場所	相模原市城山町谷ヶ原27-5(谷ヶ原取水所)ほか1箇所
	履行期限	契約の日から600日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 上下水道施設又は工業用水道施設における、次のア又はイのいずれかを満たす同種工事の完工実績（元請に限る。）を平成17年4月1日以降に有すること（修理工事及び整備工事は除く。）。          ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。          ア 遠方監視制御設備の設置工事又は更新工事          イ 通信制御設備の設置工事又は更新工事</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月8日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

### 上下水道局公告（調達）

#### 川崎市上下水道局公告（調達）第15号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

#### 1 調達の名称及び数量

- (1) 長沢浄水場で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 6,039,898キロワット時
- (2) 潮見台配水所で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 2,843,383キロワット時
- (3) 生田浄水場で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 8,906,736キロワット時
- (4) 平間配水所で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 2,373,820キロワット時
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気（単価契約）

- 予定使用電力量 3,150,096キロワット時  
 (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 22,068,060キロワット時
  - (7) 入江崎水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 23,368,312キロワット時
  - (8) 加瀬水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 12,127,348キロワット時
  - (9) 等々力水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 25,388,736キロワット時
  - (10) 麻生水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 5,786,369キロワット時
  - (11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 4,594,802キロワット時
  - (12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 2,903,409キロワット時
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地  
 財政局資産管理部契約課  
 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日  
 1(1)~(12)

- 令和2年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
1(1)~(12)  
出光グリーンパワー 株式会社  
代表取締役 吉田 淳一  
東京都港区台場二丁目3番2号  
台場フロンティアビル
- 5 落札金額
- (1) 1(1)  
89,973,900円
- (2) 1(2)  
44,548,162円
- (3) 1(3)  
134,381,623円
- (4) 1(4)  
36,254,988円
- (5) 1(5)  
48,064,194円
- (6) 1(6)  
287,017,953円
- (7) 1(7)  
311,133,896円
- (8) 1(8)  
158,909,796円
- (9) 1(9)  
331,435,530円
- (10) 1(10)  
87,317,402円
- (11) 1(11)  
76,727,041円
- (12) 1(12)  
45,898,129円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
1(1)~(12)  
令和2年1月10日

#### 川崎市上下水道局公告(調達)第16号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和2年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その  
2委託(単価契約)
- (2) 履行場所

川崎市川崎区浮島町511番地ほか

- (3) 履行期間  
契約の日から令和2年12月11日まで
- (4) 業務概要  
本業務委託は、浮島地区に保管している焼却灰等を管理型最終処分場へ車両で輸送し、陸上埋立処分を行うものです。  
運搬業務  
特定産業廃棄物処分業務  
産業廃棄物処分業務  
※詳細は仕様書によります。
- (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を4(3)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
本業務委託の入札は、混合入札により執行します。  
入札に参加を希望する者は、川崎市上下水道局下水汚泥焼却灰処分等委託共同企業体取扱要綱(以下「要綱」という。)に規定する共同企業体、又は単体企業とし、次の条件を全て満たさなければなりません。  
共同企業体を構成する場合の構成員数は2者以上とし、共同企業体の代表企業を入札に参加する代表者とします。また、(3)及び(4)の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補充し合い共同企業体として全ての要件を満たす必要があります。
- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」に登録されていること。  
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和2年6月8日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
- (4) 次の条件を全て満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「ばいじん」及び「燃え殻」が含まれていること。  
ア 川崎市(又は神奈川県)及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること  
イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること  
※2(4)に関しましては、10(2)を必ずお読みください

い。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます

(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※「入札情報かわさき」のアドレス:

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2097

(2) 期間 令和2年5月25日～令和2年6月8日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 共同企業体の競争入札参加申込書等提出方法

以下のア～ウの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委任状(要綱第1号様式)

ウ 共同企業体協定書(要綱第2号様式)

(2) 単体企業の競争入札参加申込書提出方法

4(1)アの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

(3) 提出期間

共同企業体・単体企業ともに、提出期間は同じです。

ア 書留郵便により提出する場合

令和2年5月25日～令和2年6月7日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和2年5月25日～令和2年6月8日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は、電子ファイルのダウンロード

により取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」内「入札公表(上下水道局)」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

期間

(ア) 書留郵便により提出する場合

令和2年5月25日～令和2年6月11日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

(イ) 持参により提出する場合

令和2年5月25日～令和2年6月12日

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年6月22日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又

は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和2年6月22日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

#### 7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス（共同企業体の場合は代表者のメールアドレス）に、令和2年6月22日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年6月22日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

#### 8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

##### (2) 「その他産業廃棄物処分に伴う税」の積算方法について

各内訳単価のうち「その他産業廃棄物処分に伴う税」は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例

等で定める1tあたりの課税額とします。川崎市又は管理型最終処分場のいずれが支払う場合であっても、必ず入札書に記載する内訳単価の合計額に含めてください。ただし、管理型最終処分場が当該税制度のない自治体に所在する場合は、当該内訳単価を含めずに入札金額を見積もってください。

#### (3) 入札書の提出及び入札方法

##### ア 書留郵便による入札の場合

(ア) 提出期限 令和2年7月6日 必着

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

##### イ 持参による入札の場合

(ア) 提出期限 令和2年7月7日 午後1時30分

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

#### (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年7月7日 午後2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

#### (5) 入札保証金

免除とします。

#### 10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

##### (1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

##### (2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契

約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 住所:川崎市川崎区塩浜3-24-12 電話:044-287-7212)に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は次のとおり決定します。

なお、落札者は、落札決定後に「その他産業廃棄物処分に伴う税」の金額の根拠となる条例等の写しを提出していただきます。

ア 運搬費、特定産業廃棄物処分費、産業廃棄物処分費

入札金額から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額
予定価格から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額 × 予定価格を構成する各内訳単価

イ その他産業廃棄物処分に伴う税

契約単価は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局

競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先  
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
担当 奥山  
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 本案件の落札者との契約は、落札決定後、川崎市及び産業廃棄物の処分先となる許可権者において、本委託の内容について事前協議が整うことを条件とします。

(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

(6) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定(令和2年3月)に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。

なお、適用等につきましては、業務担当部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Reiwa 2 (2020) ;  
Transportation and disposal of sewage sludge ash (#2)

(2) Time limit for tender:

- a Direct delivery  
1:30P.M. 7 July 2020
- b By mail  
6 July 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku,  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL: 044-200-2097

## 交 通 局 公 告

### 川崎市交通局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月13日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

鷺ヶ峰営業所改修その他工事

##### (2) 履行期間

契約の日から令和2年11月11日まで

##### (3) 履行場所

川崎市宮前区菅生ヶ丘41番1号

##### (4) 工事概要

市バス営業所の整備事務所(別棟)及び地下車庫の改修

##### ア 建物概要

整備事務所 構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上2階

延べ面積 約243㎡

改修面積 約54㎡

営業所(車庫) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

階数 地上5階 地下1階

車庫面積 約4,196㎡

##### イ 建築工事概要

整備事務所 2階休憩室及び水廻りの改修

車庫 誘導員室等の改修

##### ウ 機械設備工事概要

建築改修に伴う機械設備工事一式

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。

(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。

#### 3 入札参加申込書等の提出方法・期間

##### (1) 入札参加申込に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類

ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

##### (2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100

##### (3) 提出期間

令和2年5月13日から令和2年5月19日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

##### (4) 提出方法

持参

#### 4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和2年5月25日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課(建築契約係)に下記6の確認通知書及び電子媒体(CD-R)を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

#### 5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

#### 6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通

知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※ 電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便（簡易書留又は一般書留）により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について（お知らせ）」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

令和2年6月4日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(2) 開札の日時

令和2年6月8日 午前10時00分

(3) 開札の場所

財政局資産管理部契約課建築契約係  
(明治安田生命ビル13階)

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要と

なります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-3013）です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※ 同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※ 配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書

の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

#### 11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

#### 12 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合が

ありますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

#### 13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

(6) 改元日以後、「平成」と表記されている年又は年度は、「令和」に読み替えてください。

## 交 通 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市交通局公告（調達）第8号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

- 1 役務の名称  
いすゞ自動車純正部品購入（単価契約）
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
交通局企画管理部経理課  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
（川崎御幸ビル9階）

- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
川崎自動車部品 株式会社  
代表取締役 千葉 繁衛  
川崎市川崎区観音二丁目10番5号  
ミルフィーユビル1階
- 5 契約金額  
46,939,079円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年3月10日

川崎市交通局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

- 1 役務の名称  
日野自動車純正部品購入(単価契約)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
交通局企画管理部経理課  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
横浜日野自動車 株式会社 川崎支店  
支店長 長谷川 学  
川崎市川崎区四谷下町25番地6
- 5 契約金額  
47,220,961円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年3月10日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第19号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け

ます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院医療ガス設備保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>本契約を締結する時点で次に掲げる有資格者を含む公的資格取得者を履行場所に配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用ガス供給設備の保守点検業務の医療関連サービスマーク認定証書</li> <li>・各ガス供給装置に関する製造業者認定証書等（製造業者が業務を行わない場合）</li> <li>・業務責任者の医療ガス保安管理技術者講習（3日間コース）の修了証</li> <li>・業務責任者の高圧ガス第1種販売主任者の免状</li> <li>・低圧電気取扱い特別教育修了者の修了証書</li> <li>・測定及び試験に必要な器具の校正証明書</li> </ul> <p>（参加申込時に上記資格の保有がわかるような写しなどを提出すること）</p>
競争参加の申込	令和2年5月11日から令和2年5月19日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年5月27日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

### 病院局公告(調達)

#### 川崎市病院局公告(調達)第8号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 役務の名称

- (1) 川崎病院総合医療情報システム保守業務委託
- (2) 井田病院総合医療情報システム保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 令和2年4月1日
- (2) 令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 富士通 株式会社 川崎支店

支店長 村瀬 満高

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

- (2) 富士通 株式会社 川崎支店

支店長 村瀬 満高

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

5 契約金額

- (1) 70,378,770円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (2) 62,745,716円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

### 教育委員会告示

#### 川崎市教育委員会告示第9号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年5月7日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日時 令和2年5月12日(火)13時30分から

2 場所 第4庁舎 第6・7会議室

3 議事

議案第1号 令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

議案第2号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について

4 請願審議

請願第3号 2020年度、教科書採択に関し(令和元年度)「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について

請願第4号 川崎市情報公開・個人情報保護(令和元年度)審査会による令和2年1月31日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について(答申)」のとおり、開示することを求める請願について

5 その他報告等

### 教育委員会公告

#### 川崎市教育委員会公告第1号

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を次のとおり制定します。

令和2年4月30日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集(以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者(以下「志願者」とい

う。)は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年川崎市教育委員会規則第7号)に定める通学区域(以下「学区」という。)の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者
- (2) 中学校を令和3年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和3年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募集期間	
		共通選抜	定通分割選抜
一般募集	全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和3年 1月28日(木) から 2月1日(月) まで	/
	定時制の課程 (昼間部を除く。)		令和3年 3月3日(水) 及び 3月4日(木)

6 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあっては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、令和3年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じく

する他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志願変更の期間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和3年 2月4日(木)から 2月8日(月)まで	/
定時制の課程 (昼間部を除く。)		令和3年 3月5日(金)及び 3月8日(月)

8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査(実技検査又は自己表現検査)とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者(令和3年4月1日現在)については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

(2) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(3) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜

のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課程	学力検査の期日	面接	特色検査		
全日制の課程 定時制の課程	令和3年 2月15日(月)	令和3年 2月16日(火) 及び 2月17日(水)	令和3年 2月15日(月) から 2月17日(水) まで		
			合格発表の期日		
			令和3年3月1日(月)		

(2) 定通分割選抜

課程	学力検査の期日	面接	特色検査		
定時制の課程 (昼間部を除く)	令和3年 3月12日(金)	令和3年 3月12日(金) 及び 3月15日(月)	令和3年 3月12日(金) 及び 3月15日(月)		
			合格発表の期日		
			令和3年3月19日(金)		

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和3年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区分	課程	募集期間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和3年3月3日(水) 及び3月4日(木)
	定時制の課程 (昼間部を除く。)	令和3年3月22日(月) 及び3月23日(火)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区分	課程	募集期間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和3年3月5日(金) 及び3月8日(月)
	定時制の課程 (昼間部を除く。)	令和3年3月24日(水)

(4) 学力検査の内容

① 全日制の課程及び定時制の課程(昼間部)については、国語、数学、外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。

② 定時制の課程(昼間部を除く。)については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区分	課程	学力検査の期日	面接の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和3年 3月10日 (水)	同左	令和3年 3月17日 (水)
	定時制の課程 (昼間部を除く。)		令和3年 3月25日 (木)	令和3年 3月29日 (月)

12 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

**農 業 委 員 会 告 示****川農委告示第5号**

第35回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
令和2年5月7日

川崎市農業委員会  
会長 長瀬和徳

## 1 日 時

令和2年5月12日(火) 午後2時00分～

## 2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階  
第1、2会議室  
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

## 3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第5号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (6) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (10) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (11) 報告第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)
- (12) 報告第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)
- (13) 報告第8号 令和2年度川崎市農地等の利用の最適化の推進に関する意見(回答)について
- (14) その他

**固定資産評価審査委員会告示**

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに告示する。

令和2年4月30日

川崎市固定資産評価審査委員会  
委員長 松本幸男

**川崎市固定資産評価審査委員会告示第1号**

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成18年第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき川崎市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という)に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 川崎市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という)に係る手続等(条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 (3) 個人番号カードの委員会への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、

同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合
- (処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて委員会が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて委員会が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 職員共済組合公告

#### 川崎市共済公告第12号

令和2年4月23日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の退任に伴う補欠選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

令和2年5月8日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘

選挙区	氏名	部局	かい
第3区	伊勢山 和之	消防局	

## 川 崎 区 公 告

## 川崎市川崎区公告第52号

次の介護保険料に係る令和2年度納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月1日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 2年度	介護 保険料	第1期分 以降	令和2年6月1日	計8件

(別紙省略)

## 川崎市川崎区公告第53号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和2 年度	国民健康 保険料	2期以降		計1件
令和2 年度	国民健康 保険料	3期以降		計1件
令和2 年度	国民健康 保険料	7期以降		計2件
令和2 年度	国民健康 保険料	8期以降		計2件
令和2 年度	国民健康 保険料	9期以降		計11件
令和2 年度	国民健康 保険料	10期以降		計9件

(別紙省略)

## 幸 区 公 告

## 川崎市幸区公告第18号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月12日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期分		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第10期分		計2件

(別紙省略)

## 川崎市幸区公告第19号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
令和 2年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計4件
令和 2年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計20件
令和 2年度	国民健康 保険料	過随4月	令和2年4月30日 (10期分)	計1件
令和 2年度	国民健康 保険料	過随5月		計2件

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第20号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市中原区長 永山実幸

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 平成31年度 国民健康保険料 第7期 through 第10期.

(別紙省略)

川崎市中原区公告第21号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市中原区長 永山実幸

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row includes 平成31年度 介護保険料 第12期.

(別紙省略)

川崎市中原区公告第22号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月12日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第23号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月12日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第24号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市中原区長 永山実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期		計18件
平成31年度	国民健康保険料	過年4月	令和2年6月1日	計1件

(別紙省略)

### 高 津 区 公 告

#### 川崎市高津区公告第24号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	9期以降		計2件
令和2年度	国民健康保険料	10期以降		計5件

(別紙省略)

### 宮 前 区 公 告

#### 宮前区公告第25号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月7日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 宮前区公告第26号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月7日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市宮前区公告第27号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

科 目	期 別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	3期以降		計1件
国民健康保険料	6期以降		計1件
国民健康保険料	8期以降		計2件
国民健康保険料	10期以降		計4件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第35号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市多摩区長 荻原圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により変更する納期限, 件数・備考. Row 1: 令和2年度, 介護保険料(納入通知書), 普第1~4期, (blank), 7件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第36号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月14日

川崎市多摩区長 荻原圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により変更する納期限, 件数・備考. Row 1: 令和2年度, 国民健康保険料, 第10期以降, 計4件, 計2件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第28号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の

為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月7日

川崎市麻生区長 多田貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第29号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月7日

川崎市麻生区長 多田貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第3号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正します。

令和2年4月14日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 市川和美

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進  
に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき川崎市川崎区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 川崎市川崎区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 (3) 個人番号カードの委員会への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が別に定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて委員会が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて委員

会が別に定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

辞 令

令和2年5月15日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
健康福祉局生活保護・自立支援室長 健康福祉局総務部担当部長兼務	田 辺 智 宏	健康福祉局生活保護・自立支援室長
(課長級)		
総務企画局危機管理室担当課長	青 柳 努	総務企画局危機管理室課長補佐
経済労働局産業振興部担当課長 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進 課長兼務	鈴 木 雄 二	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進 課長
健康福祉局総務部担当課長	竹 花 真 也	健康安全研究所課長補佐